

令和3年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和3年9月8日 午前10時00分 開会
午後 3時02分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	福原有美
書記	巽重人		

6. 会議録署名議員 3番 吉村始 5番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知お祈りします。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お祈りします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、2番、梨本洪珪君の発言を許可します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私が質問させていただきますのは葛城市の契約事務についてです。議員の皆様のお手元には参考資料として葛城市の契約事務の手引き、そして、契約事務分担表をお配りしておりますので、そちらも参照にしながらお聞きいただきたいと思います。

これより先は質問席にて始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川議長 梨本洪珪君。

梨本議員 それでは、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早いもので1期4年目、私の最後の一般質問となりました。葛城市をよくしたい一心でこれまで活動してまいったわけでございますが、あっという間の4年間でございます。思えば、私が議員を志したのは、利権政治からの脱却を目指して当選された阿古市長の誕生からです。行政との関わりの中で、やるせない思いをしてきた経験があるだけに、外から見るだけでは変わらない、市民目線で行政がよくなるお手伝いをしたい、そんな思いを持って政治の世界に飛び込んでまいりました。その原点にある思いから、これまで様々な角度で質問を重ねてまいりました。随意契約、事務の執行管理、クリーンセンターの契約など、自らの信念を持って課題に取り組んできた自負はございます。今回はその4年間の集大成となる質問、私が問題意識を持って提言してきたことを理事者の皆様がどれだけ真摯に耳を傾けてくださっていたのか、結果で示す機会であると思っております。ということで、今回は葛城市の契約事務について幅広く質問をさせていただきます。

まず、復習の意味も込めて各事業における契約事務の流れを、根拠となる法令、規則等を

示しながらご説明いただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。全般的な話になりますので、取り留めのない答弁になるかも知れませんが、よろしくお願いたします。

まず、契約事務についてでございますが、地方自治法、それから地方自治法施行令、それから葛城市契約規則、それから内部事務の規範としております契約事務の手引きというものがございまして、市の職員が業務において契約を行う場合は、基本的にこういった関係法令及びこの手引きというものに基づきまして、契約事務を行うことになってございます。地方自治法上、契約の相手方を選定する方法といたしまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りと4つの方法がございまして、

今回は随意契約についてでございますが、地方自治法施行令の規定に該当する場合にできるものでございまして、その事務手続につきましては関係法令と、それから契約事務の手引きの中にもございますが、葛城市契約事務取扱に関する基準というものに記載されておりますように、契約しようとする業務の内容や予定金額により見積りの徴し方、契約書類の作成、検査の方法などが定められております。また、予定金額が50万円以上の事業執行伺いにつきましては、全て管財課長の合議を必要としておりまして、予定価格が50万円以上の2者以上の見積合わせによる随意契約でございますが、開札時に管財課が立会することになっております。ただ、1者随意契約の場合は、立会いを要しないというふうになってございます。また、その規定から逸脱しないための予防ということでございますが、決裁権者であります当該事業担当部長及び担当課長が事業執行から契約、検査、支払いに至るまで、こういった関係法令等を遵守し、その責任において、事務執行の管理をするということとなっております。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁によりますと、基本的に関係法令及びこの契約事務の手引き、これに基づいて契約事務を行っているということでもございました。この契約事務の手引きは、文章量は約8ページとそれほど多くないんですけども、契約事務に関する重要ポイントが記載されていて、私も開示資料などを調べる際には、この手引きを照らし合わせながら調べております。

今回は契約に関わる全ての葛城市職員は、当然この手引きに基づいて契約事務を行っているという前提で質問をさせていただきます。その前に、今の答弁で1点気になる部分がありました。予定価格が50万円以上の2者以上の開札については管財課が立会するが、1者による随意契約の開札は管財課の立会が必要ないという内容の答弁でもございました。つまり、原課のみで開札できるということになるわけなんですけれども、しかし、そのような記載は、私の持つ契約事務の手引きには書いてないんですよ。管財課の事業内容は、葛城市のホームページにも記されているわけなんですけれども、入札に関する事、請負契約及び委託契約に関する事、請負業者選定委員会に関する事などが記載されております。特定のケース

においては、その管財課の立会いが必要ないことは、ちょっと私は違和感を感じるわけですが、その件については、後ほど具体的な事業の中でお聞きさせていただきたいと思っております。

では続きまして、その規定、手引き等の職員への周知徹底、これはどういうふうに行われているのか教えてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

職員への周知ということですが、市の職員であれば誰でも閲覧できる状態になっておまして、各課において適切な指導を行っていただいておりますというふうに認識をしております。また、契約事務が多い所属につきましては、様々な契約事務研修に参加して能力の向上に努めていただいております。加えまして実務上、疑問等が生じた場合には管財課において相談を受け、正しい契約事務が執行できるよう努めておるところでございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今の答弁で周知徹底も適切に行われていると、このことが理解できました。これまでの一般質問においても、私は職員の育成について度々質問を重ねてきました。過去とはいっても、まだほんの二、三年前の話で市民の記憶にも新しいと思うんですけども、葛城市役所においては不適切な契約事務が発生しました。その解消を図るべく、コンプライアンスなどの研修にも取り組まれていると思うんですけども、当然その中には、契約事務の実務に関する研修も含まれていることと思います。また、組織ではOJT、これはオン・ザ・ジョブ・トレーニングの略なんですけれども、実業務を通して教育を継続していることと思われませんが、この教育には管理職員や中間職員など、上司の能力も問われる、そういった研修だと思いません。そういった能力を兼ね備えながら、そして、コンプライアンスの徹底において、これが教育が本当に効果的かどうかというのは、職員が作成された書類を確認すれば分かることだと思います。その点も念頭に置いて、次の質問に移らせていただきます。

事務を執行するに際してのチェック体制については、葛城市の事務決裁規程に基づき行われていることと思います。決裁順序の規定や合議しなければならない規定がそれぞれ設けられていて、それぞれ決裁権者による複数の目、つまり、組織的に確認されていると、そのように考えるわけですが、では実際に、契約規則等の規定から逸脱した場合、誰がどのタイミングでチェック機能を働かせるのか、このことについて教えてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 一般的な契約に関する事務面ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、随意契約につきましては、葛城市事務決裁規程に基づきます決裁権者というものがおります。その決裁権者の責任において、法令、規則、規程等に照らして、適正かどうか等をチェックした上で決裁し、執行するという流れになってございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 以前は、不適正な契約事務が発生したのは、決裁権者のチェック機能が働いていなかったから、そういうことにも要因が1つあるのではないかなど私は考えているんです。今回の一般質問をするに際して、今現在、どれだけチェック機能が働いているのか。以前の不適切な契約事務が発生して以来、契約事務の執行に問題は生じていないのか。そのことについて、自らの目で確かめたいと考えて、新型コロナウイルス対策室と葛城市クリーンセンターに情報公開をお願いいたしました。

ここからは情報公開した資料を基に質問を進めさせていただきます。最初に、新型コロナウイルス対策室からお聞きいたします。いただいた資料を拝見して、まず感じたのが随意契約の多さなんです。まずは新型コロナウイルス対策室の契約になぜ随意契約が多いのか、その理由を教えてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議員からご質問いただきました新型コロナウイルス対策室の契約に随意契約が多い理由についてでございます。このことにつきましては、速やかに住民に対する接種を行う、接種のための必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することの実現に向け、個々の契約を実施してまいりました。各契約においては、ワクチン接種事業を適切かつ迅速に遂行するため、特にワクチン接種会場の運営、保守につきましては、市民に対するワクチン集団接種を実施する上で、早急な業者選定が必要であったこと及び専門的な知識やノウハウを有する業者に委託する必要があったことから、随意契約により執行した次第でございます。

補足となりますが、ワクチン接種事業の契約事務につきましては、令和2年12月18日付、厚生労働省からの通達にて、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号におきまして、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当ということに基づいた随意契約を締結することができると示されております。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今、答弁いただきましたけれども、前提として、私は100%の補助事業であっても、その財源の多くは公債であって、将来の我々の生活に跳ね返ってくる可能性が高い以上、適当に使ってよい性格のものではないという前提がございます。今の保健福祉部長の答弁で、12月18日付の厚生労働省からの通達で第5号随意契約、これは緊急の必要の場合、これを締結することができるということを示していただきました。しかし、これはあくまで締結することができるであって、積極的に随意契約を結べという通達ではないはずで。

また今回は、ワクチン接種のことに絞って聞いているわけではございません。開示請求した資料の中には、マスク、アクリル板、消毒液などもございます。専門的な知識やノウハウと関係のない随意契約もたくさんあるわけですね。具体的に例を挙げさせていただきますと、地域振興券事業などは3,000万円の地域振興券、これを配る費用のために事務手数料が約900万円かかっている。これは1者随意契約で契約されています。ほかにも、奈良県社会教育センター研修施設保守点検業務の月額86万6,000円という1者随意契約、そして、新型コロナ

ウイルスワクチン接種会場運営に係る業務委託においては、ゆうあいステーション内にある葛城市社会福祉協議会に2,250万円の1者随意契約もございます。これらは市民感覚として少し違和感が残るのでございますが、また、次の機会にでも詳細に伺わせていただくことにいたします。

ところで、契約事務の手引き、これは平成30年4月1日改正の最新版なんですけれども、これを見ると、一番後ろのページ、見ていただければと思いますが、この第5項の(2)、ここには見積合わせの予定価格が50万円以上の開札については、管財課が立会する、こう記載されているんです。ところが、私に開示された資料では、開札が原課のみで行われている、そういう書類が多数見られたわけなんですけれども、先ほども少し触れたんですけれども、50万円以上の随意契約の開札で管財課が立会していないのはなぜなのでしょう。ちょっと手短かに、早めに教えていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 50万円以上の随意契約の立会人に管財課の職員の印鑑が押されていないという理由についてでございます。契約事務の手引きには議員ご指摘のとおり、契約事務にかかる管財課長の合議等について、(2) 見積合わせの予定価格が50万円以上の開札については、管財課が立会すると記載されております。また、この手引きを補完する契約事務分担表の注記欄2には、予定価格50万円以上の見積合わせについては、原則として管財課の立会を求めてください。ただし、1者随意契約については立会不要ですので、原課で開封してくださいと記載されており、今回の随意契約は1者随意契約であり、管財課に確認の上、新型コロナウイルス対策室の職員の2名で開札いたしました。

以上です。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今、ご説明のあった契約事務分担表、議員の皆様にもお配りしてはいますけれども、この存在は、今回私、一般質問の中で初めて出てきたんです。これまで何度も随意契約のことを質問してきましたが、こういった資料は見たことがなかった。この書面、確認したんですけれども、誰がいつ作成した書類なのか、記載がないから分からないんです。契約事務の手引きでは、随意契約はなるべく3人以上の見積合わせが必要と、こういうふうに記載されていて、ここは重要だということで下線も引いてあるわけです。ちなみに、この契約事務の手引きなんですけれども、この中で下線が引かれているのは4か所しかありません。特に重要項目であることは素人目にも分かるわけです。そもそも、契約事務分担表は、誰がいつ作成した書類か、契約事務の手引きと契約事務分担表は、どちらが上位規程になるのか。例えば法令審査会などにかけられた経緯があるのかを教えてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 この契約事務分担表についてでございますが、その前に、葛城市が発足以来、葛城市契約事務取扱に関する基準というものが、先ほど紹介いたしました契約事務の手引きの中にございまして、その中で見積合わせの予定価格が50万円以上の開札については管財課が立ち会うという記載がございます。この見積合わせという言葉の意味でございますが、2者以上

の業者に対し見積りを徴した場合で、見積りを提出した業者に不信感を与えないため、第三者の立会いという意味が込められているということでございます。一方、地方自治法施行令で認められた単独の1者見積りの場合は競争性が発生せず、入札担当課の立会いを要しないということで、こういった記載がございます。これは先ほどもご紹介ありました別途契約事務分担表というものがございまして、契約関連の書類ごとに50万円未満の随意契約、それから50万円以上の随意契約、入札の場合における決裁権者を表形式で定めております。その表の下の注意事項欄に、ただし、1者随意契約については先ほど申し上げた理由により、立会不要ということで原課で開封してくださいと記載がございます。このことから、見積合わせにおける入札担当課の立会いは、2者以上の複数業者の見積合わせの場合といたしております。

事務分担表と契約事務取扱に関する基準との関係につきましては、当該基準により事務を執行する上で、事務執行者が、より分かりやすく理解できるように示された表として、契約事務の手引きの解説資料という位置づけになってございます。また、法令審査会に諮られているのかというところでございますが、このような内部規定につきましては法令審査会に諮らず、担当部長の決裁によることとなっております。1番目の質問で、誰がいつ作成したのかというところでございますが、冒頭に申し上げたように葛城市が発足した後に作成をされて、誰がというところまでは判明をしております。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今、この契約事務分担表はこっちの解説資料だという、そういったこともおっしゃったわけなんですけれども、私はよく分からないのは、この契約事務の手引きに記載されてない、そのことなんです。この中にある基準においては、第5項に管財課長の合議等が定められていて、ただ、こっちのほうには注意書き2で別のことが書いてある。こっちは注意書き1もあるんですけれども、この注意書き1に関しては、こっちにちゃんと記載があるんですよ、括弧書きで。ところが注意書き2だけがないんです。

実際に、これは契約事務の手引きにおいて下線が引かれている重要項目です。葛城市発足以来、手引きは6度改定されています。内部規定とはいえ、このような文書で職員に周知ができていないのか、少し疑問が残ります。また、本来、一般競争入札が基本とされる中で、例外的な随意契約の中でも1者随意契約は特殊な方法のはずなんです。1者の見積りしかないから、開封は管財課で立ち会わなくても行政側に不正に操作できる余地がなく、業者からの不信感はない。このような理由を今、聞かせていただいたんですが、それは業者側のみの視点ではないですか。

可能性の話で恐縮ではございますが、仮に行政側の発注者と業者に癒着があって、開札も担当課のみであれば、不正が容易になることは考えられないでしょうか。更に踏み込むと、職員の怠慢によって年度内に間に合わせられない事業でも、緊急第5号の1者随意契約で処理することが容易になってしまうのではないかなど、私はそんな心配もしております。これがまかり通ると、どれだけ多額の契約であってもチェック機能が働かず、市に損害を与える

事態を起こすのではと不安になってくるんです。つまり、私にはどんな目的で契約事務分担当の注意書き2が規定されたのか理解できないんです。

このような重要なことを内部規定として法令審査会にも諮らず、担当部長の決裁でできることに問題はないのか。個人的には見直しが必要ではないかなと考えています。

では、話を戻しまして、次の質問に移らせていただきます。

情報開示された資料の中には、新型コロナワクチン接種の健康管理システムVRS連携対応に伴う改修業務がございます。この内容について、手短かに教えてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

改修業務の具体的なことということでございますので、新型コロナワクチン接種において、全国各市町村のワクチン接種状況や進捗状況を把握するため、国が準備したものが、先ほどご紹介いただきましたワクチン接種記録システム（VRS）でございます。各市町村において住民一人一人の接種状況を登録、確認することで、ワクチン接種の円滑化を図ることが期待されています。

ワクチン接種体制を構築する上で、このVRSと既存の予防接種台帳、健康管理システムを連携させる必要がございました。その上で、本件の改修の内容としましては大きく2つございまして、1つ目は、健康管理システムからワクチン接種記録システム（VRS）に接種対象者を登録するための改修です。この登録により、接種券から氏名と生年月日をひもづけした接種状況の取り込みが可能となります。2つ目は、ワクチン接種記録システム、もしくは健康管理システムに登録したワクチン接種記録のデータを双方に移管可能にする改修です。VRSにおける記録は、将来的には自治体及び接種機関の間の事務処理全体の迅速化、効率化が可能になるものとして想定されているため、必要な改修でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今の説明を聞いて、なるほどワクチン接種において、最優先すべき重要な事業であることは理解できました。では、この事業における施行伺いから契約締結までの流れはどうなっているのか。国から、いつ書類が発出されたのかも含めて経緯を聞かせてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 先ほど説明しました新型コロナワクチン接種の健康管理システムVRS連携対応に伴う改修を行うまでの経緯でございます。新型コロナワクチン接種のスケジュールにつきましては、当初、一部の医療従事者へは令和3年2月、その他の医療従事者への接種は令和3年3月から行い、高齢者への接種は令和3年4月上旬に開始する計画が国から示され、順次接種体制を整えておりました。

なお、接種券の全国共通様式などは昨年12月頃に決定しておりましたので、そのためのシステム改修につきましては、昨年12月議会においてご承認いただいた予算にて、令和3年1月にワクチン接種券を発行できる仕様に健康管理システムを改修しておりました。その後、先ほどご説明しました接種記録システム（VRS）について国より示され、健康管理システムからワクチン接種記録システム（VRS）への接種対象者の登録を令和3年4月5日まで

に登録するよう、国から令和3年3月5日に通達があり、私どもとしましてもその期日に何とか間に合わせることで、ワクチンの接種体制を早急に整えるべく、業者との調整及び契約準備を進めておりました。

しかしながら、国からの改修仕様の決定が想定外に遅くなったことで、3月中のシステム改修が困難になったことや、接種対象者登録も4月以降に順次実施すれば接種体制に滞りがないことが分かったことから、令和2年度中の事務手続を取りやめ、改めて令和3年度に起案を行い、改修を完了し、現在も問題なくワクチン接種を進めているところでございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 先ほども述べたんですけれども、この事業はワクチン接種を進める上で最優先すべき事業、答弁でも12月議会で予算がついてから期日に間に合わせるべく、業者との調整や契約準備を進めていたとのことでございました。それに対して、国からの改修仕様の決定が遅かったことは理解するんですけれども、まだかまだかと待っていた国からの発出が3月5日で、起案が3月17日、動き始めるまで2週間近くもかかっているわけです。行政事務経験のない私からの意見で恐縮なんですけれども、ほかの市町村とも競合する中、少なくとも年度内に事業を進めようとするれば、もっと早く、また円滑な決裁に動けなかったのかなというふうに感じてしまうんです。

この事業においては、ほかにも不可解な点がございます。先ほどの答弁においては、令和2年度中の事務手続を取りやめ、改めて令和3年度に起案を行い、改修を完了したとのことでございました。当初、開示していただいた資料において、手続を取りやめたことが分かる資料はなかったので、令和3年度、4月19日に起案しているもののみが私の手元にございました。ところが、資料をよく確認すると、この事業における業者選定委員会の資料は、竣工期日が3月31日になっているんですよ。4月19日に起案したものが、竣工期日が3月31日、これには混乱しました。そこで、同僚議員に相談したところ、偶然同じ事業における管財課の開示資料を持っておられたので確認したら、こちらの竣工期日は5月31日にちゃんとなっているんですよ。同じ事業において異なる竣工期日が記載されていることにますます混乱いたしました。同僚議員に開示された公文書、この管財課の資料と、私のいただいた公文書の日付が違った理由を教えてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 議員に渡した資料の一部に誤りと不足書類があったことをおわび申し上げます。

ご指摘の事業につきましては先ほどご説明しましたとおり、令和2年度中の事務を取りやめ、改めて令和3年度に起案を行い、改修を完了したものでございます。このことから起案文書及び業者選定委員会への依頼文書の作成は2回行っておりまして、議員への開示文書に令和3年度起案文書と、令和2年度の業者選定委員会への依頼文書が交じって開示してしまいました。申し訳ございませんでした。

また、今回の公文書開示につきましては開示までの時間がかかり、添付書類の入れ違い、さらに関係書類の添付漏れがありましたことを重ねて謝罪申し上げます。申し訳ございませんでした。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今のような答弁は全く納得できません。私は謝罪や言い訳を聞きたいのではなくて、何でそうなったのか聞いてるんですよ。通常、起案文書や業者選定委員会への依頼が2回あったのなら、そのことを示す文書も当然開示資料に添付すべきです。私から指摘された後に、慌てて1回目の文書の存在を説明するとは何事ですか。そもそも交じったとされる1回目の文書も、部署内で保管しているなら公文書のはずです。事業の全容を知る上で、開示されるべき文書が開示されていないということであっては、意図的に隠したと疑われても仕方ありません。しかも、2回目の公文書の中に1回目の公文書が紛れるなどとは、葛城市の公文書管理はどうなってるんですか。理解に苦しみます。

国の補助金が令和3年度も可能としたことで事業が先送りされたことは、公文書管理ができていないことや情報開示の資料が漏れがあること、こんなこととは関係ありません。しかも、私の求めに応じて開示された1回目の資料にも不可解な点がございます。途中で事務手続を取りやめた書類には、起案日は記載されてるんですけども、決裁日や施行日が記載されていないんです。さらに、業者選定委員会の文書には何月に実施したかの記載もなく、さらに、この決裁が取りやめられた経緯が分かる記載もございません。なぜなのでしょう。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 当該業務につきましては、令和3年3月の時点では国からの詳細な内容が開示されていない状況の中、改修費の補助金は、令和2年度限定として早急に改修する必要があった事業であります。このことから、令和3年3月17日にご指摘の文書を起案するとともに、業者選定委員会に諮るべく準備した時点での文書であります。通常、業者選定委員会は定例で実施されておりますが、年度末までの残り僅かな期間で、直後の開催予定はございませんので持ち回りで決裁を予定した次第でございます。

また、途中で取りやめた令和2年度の起案でございしますが、起案日、令和3年3月17日、決裁日は空欄となっておりますが、これは国の影響を受けまして、令和3年度事業として実施することになりましたので、令和2年度の決裁日及び施行日の記載はございません。準備しておりました業者選定委員会の書類につきましても、持ち回り決裁用の様式の文書が添付されており、決裁は完了しておりません。決裁が取りやめられたことが分かる文書についてでございますが、そのような文書はございませんが、令和3年度の業者選定委員会にて、令和2年度事業ではなく令和3年度事業として実施する旨を業者選定委員会には報告しております。

西川議長 梨本君。

梨本議員 通常は決裁の印鑑が押されながら、月日の記載がされてないとなれば疑問に思うわけですよ。また、印鑑が押されていない書面というのは、公文書というより単なるデータでしかありません。その運用で正しいと言われればそれを信じるしかないわけですけども、何らかの理由で決裁印や日付が入れられないような書類であれば、少なくともその経緯や理由が分かるように整えておくべきではないかなということだけ伝えておきます。

先ほど、新型コロナウイルス対策室の関連事業は随意契約が多いということを指摘いたし

ました。その中で、私は予定価格についても疑問が残っているんです。この予定価格、聞かれています方、耳慣れない方もいらっしゃると思いますので少し説明させていただきますと、これは総務省のホームページから引用させていただきました。予定価格とは、地方公共団体側の予算執行の際の上限額としての性格を持つものであり、議会の議決を受けた予算を計画的に執行するために必要があるものと記載されています。つまり、予定価格は上限額のはずです。にもかかわらず、多くの随意契約において、予定価格と契約金額が同じものが多いんです。その理由をちょっと聞かせてください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 予定価格と契約金額が同じ理由についてでございます。新型コロナウイルス対策室が実施するワクチン接種事業については、予算編成時には事業詳細が示されていないこと、事業見通しが不透明なものが非常に多く、当初予算としての組成が困難であったことから事業実施時に予算流用処理をし、契約、支払いを実施しております。予算流用については事業ごとに流用を行い、その事業に係る費用は見積りを業者から徴求した上で算出するため、落札率も100%に近い数値となっております。

西川議長 梨本君。

梨本議員 地方財政法第4条第1項では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならないという記載がございます。地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。このような条文がございます。参考までに、大阪府随意契約ガイドラインを紹介させていただくと、この2つの条文を示しながら、随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうとすべての契約方式を通じて適用される不変の大原則である。こう記載されています。

多くの随意契約で落札率が100%に近い数字になっていて、本当に有利な価格で契約を締結できたと言えるのでしょうか。葛城市の事業には、この大原則が機能していないのではないかなと感じてしまうわけでございます。今後、改めて機会を設けて、より深めた議論をしたいと考えているわけでございますが、新型コロナウイルス対策室への質問はこの程度にとどめて、次の葛城市クリーンセンターの質問に移らせていただきます。

先ほどからの質問で、予定価格について伺いました。民間ではなじみのない言葉かもしれませんが、行政が契約を行う際には重要な書類です。私は今の立場になって、決裁権者の署名捺印がされた後、その場で封筒に入れられ、その封筒さえも封印される。そういった大切な書類であることを教えていただきました。今日の質問でも何度も出てきましたこの契約事務の手引き、これについても、なお、随意契約においても予定価格を定めておく必要がありますのでご留意願います。そうして下線も引かれているわけです。当然、情報開示をすれば添付される資料だと考えていたわけなんですけれども、クリーンセンターから開示された資

料、これは私の求めた令和2年度随意契約25件、この25件の全てで予定価格に関する書類が見当たりませんでした。その理由を教えてください。

西川議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

答弁申し上げます。お尋ねの情報開示請求は、令和2年度随意契約にて執行の事業について、施行伺いから契約締結までの起案、添付資料、業者選定委員会資料ということでご請求いただきました。このうち添付資料につきましては膨大な量になる可能性があることから、クリーンセンターから議員に、電話にて確認をさせていただきましたところ、業務内容が分かる仕様書、そして、事業の要である契約書の写し等を中心にとお答えをいただいたと職員が解釈をし、会計伝票には添付不要である予定価格調書、そして見積調書類等は今回、お渡しいたしました書類には含めませんでした。しかしながら、25件中24件についての予定価格は定めておりますが、再燃室耐火レンガ緊急補修工事1件のみ緊急工事であったため、予定価格調書なしの執行伺いで実施いたしております。

再燃室耐火レンガ緊急補修工事は、昨年12月21日再燃室第1号炉内耐火レンガが剥落していることが判明、至急同炉を停止し、足場を組んで破損状況、修理必要内容の調査を運転管理会社に依頼、必要経費の見積りを徴しました。そして、同月21日に同社から見積書が提出されましたが、高額のため値引き交渉を行い、翌22日、再提出の見積りをもって執行伺い、契約伺いの後、契約を締結いたしました。現場修理は同月27日に完了、翌28日に復旧をいたしました。

その後、書類を含めた竣工検査を行い、令和3年2月10日の引渡しでございました。現場といたしましては年末年始を目前に、何よりも炉を止める期間を少しでも短くしないと、ピット内のごみが増える一方であります。その一念から、専門業者に剥落状況の調査、そして見積りを徴し、値引き交渉を行い、進めさせていただきました。しかし、これを機に、改めて契約事務の手续にのっとり、進められるよう努めてまいります。

西川議長 梨本君。

梨本議員 ここは疑問点が多いので、1つ1つ丁寧に伝えさせていただきます。

まず、私と職員の電話確認についてはそごがあったということなんですけれども、この点について、もう言った言わないの議論をするつもりはございません。ただ、これまで同じ内容で情報開示請求をした際には添付されていた、そのことだけは申し添えておきます。

この予定価格調書がないことを初めて伝えた際、担当者からは、その場ですぐに予定価格調書は全て定めています。こう回答がございました。よって、今回の一般質問に必要であることを伝えて、再度開示をお願いし、翌日には書類を届けていただきました。

ところが、答弁にあったように、いただいた書類の中には、私が調査したいと考えていたそのレンガの緊急工事が、予定価格調書は見当たらないんですよ。それで再度、ないですよということを、不足ですよということを伝えて提出求めたところ、担当者から、実はその事業の予定価格は定めていないんですよと、こういう連絡があったんです。これは公文書がない

ことを隠す、いわゆる隠蔽行為じゃないんですか。

また、今の部長の答弁では、25件中24件については予定価格調書を定めている、こういった答弁でございました。しかし、私が再提出を求めて届けられたのは17件。何度数えても17件しかないんですよ。あとの7件の予定価格調書は何で提出されないんですか。隠さなければならぬ事情、ほかにも作成されていない事業があるのか。今回の情報開示に対する葛城市の対応には、私は首をかしげざるを得ません。

さらに、いただいた予定価格調書を見て、かえって混乱してるんですよ。というのも、これまで見てきた予定価格調書と書式の違うものがあまりにも多いんです。例えば、ここに示す、これは別の課の事業の予定価格調書です。その一番下には決定者氏名ということが書いてあって、自署で阿古和彦と名前が書いてあり、そして印鑑が押してあります。私はこれまで見てきた予定価格調書も、これが標準で全て自筆で名前が書いてあるんですよ。

一方、今回のクリーンセンターから情報開示された予定価格調書については、決定者職氏名が市長や部長のものもございますが、ほとんど印刷されたものに捺印されているだけなんです。手元にある書類のうち17件中1件だけが、これは管財課長が書かれているものですが、この管財課長のものだけが自筆の署名があるんです。

先ほども触れましたが、この予定価格調書というのはとても重要な書類です。私はこのような自筆署名のない書式を見るのは初めてなので、すごく違和感があります。困惑したのは、まだほかにも理由がございます。ほとんどの入札価格が予定価格と最低制限落札価格、実際にこれは現物なんですけれども、ここに、一番上に予定価格が書いてあって、この3番目に最低制限比較価格というのがあるんです。この最低制限比較価格というのは、言ったら予定価格が上限でしょう。最低制限比較価格というのは、これより下では契約できませんよという最低価格じゃないですか。ところが、これが同じ金額書いてあるわけですよ。予定価格と最低制限比較価格が、同じ書類がたくさんあるんですよ、この中に。

先ほどから説明しているように予定価格は上限です。その上限額が同じ金額で最低額になっているということは、これを理解しようとする、予定価格の段階で落札契約価格まで決定していることになるんですよ。予定価格の考え方からして、そんなことが1者随意契約であり得るんですか。ほかの部署で情報開示された資料を確認しましたがけれども、ここは大体斜線が入れていると、斜線を入れて印鑑が押されているのが標準ですよ。ところが、クリーンセンターの書類は空欄のものもありますし、印鑑だけのものもある。そして、ほとんどは同じ価格が書かれているんですよ。こんな運用がばらばらの最低制限比較価格の記載についても、物すごく違和感残っています。

単純な疑問として、市長は決定者職氏名の捺印する際に自筆署名がないことや、この予定価格と最低制限比較価格が同額であることを不思議に思わなかったんですか。これ市長の名前ですよ。もっとあるんです。これだけじゃないんです。この1枚の書類、これ、もうとんでもない話です。ここには予定落札価格、この契約名は伏せますけれども、予定価格は税込みで1万3,000円なんです。ところが、最低制限比較価格、これは税抜きで1万3,000円なんです。ということは、予定価格が1万3,000円で最低落札価格は1万4,300円です。どこで

契約するんですか。何でこんな書類が出てくるんですか。もう違和感どころか全く意味が分かりません。

初めの議論に戻りますが、こんな書類が大量に目の前にあるのに、管財課の立会いは不要で担当課のみで開札許すんですか。これでは間違いが起きていない、そんなことは到底言えないと思いますし、不正を抑止できているのかチェックもできません。私個人の意見を言わせてもらうなら、ルールにも実務にも大いに問題あり、そう伝えさせていただきます。

更に質問を続けていきます。今回、情報公開した際、令和2年度の随意契約25件の全ての資料で、予定価格だけではなくて業者選定委員会の資料もございました。これはなぜなのか教えてください。

西川議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 こちらにつきましては、議員にお渡しすべき書類から漏らしておりました。誠に申し訳ございません。そして、こちらも25件中、24件については業者選定委員会に諮っておりますが、バグフィルターろ布取替工事1件につきまして、担当課で施工可能業者はほかにないと判断し執行、管財課への報告が漏れていることが分かりました。再度、手引きの徹底認識と遵守の徹底に努めます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 これ徹底で済む話なんですか。もうバグフィルターのろ布取替工事の1件については、業者選定委員会に諮られてないということを今おっしゃいましたけれども、私その資料がないことを指摘した後、再度もう一回下さい、ないですよと言った後に初めて、いや、実は諮ってないんですって。こんなのばかりじゃないですか。それで、今の説明には、私は納得できないんですけれども、この工事に関して、私ちょっと本当に調べたかったんですよ。ところがないということで、これだけ下さいということを行いました。ところが2回目に指摘したのはこれだけだったんですけれども、今回、業者選定委員会の資料を初めには全部下さい、25件下さいと言って、出てきているのは2件だけですよ。私の手元にあるのは2件だけです。じゃあ、あとの22件、どこにあるんですか。もう情報開示におけるこんな対応には本当に理解に苦しみます。クリーンセンターには隠したい何かがあるんですか。これらの事業は、既に完了していますので支払いまで終わっているわけです。

参考までに、会計管理者に伺います。伝票の添付書類に不備がある場合、支払いは可能でしょうか。

西川議長 中井会計管理者。

中井会計管理者 会計管理者、中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。会計課での支払いの際の審査でございますが、まず請求書、正当な債権者からの請求であるのか、請求印の有無、請求日は適切であるのかを確認し、支出の根拠となる書類、執行伺い、契約締結伺い、契約書等のほか、計算の基礎を明らかにする書類、債務の履行日時や状況の確認書類、具体的には着手届、納品書及び完了届、検収調書、引渡書等の時系列に沿った書類の添付を義務づけております。もちろん会計課に提出された伝票関係には日付、金額、内容等の誤りも多々ございます。審査を

終了して、書類、内容不備の場合は担当課に伝票、添付書類を返却し、差替えを求めますので、添付書類不備のままの支払いをすることはございません。一連の会計事務の流れや添付書類につきましては、会計課において会計事務の手引きを作成し、全職員に周知しております。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 添付書類に不備のあるまま支払いすることはないという答弁でございましたので、適切にチェック機能が働いていることを切に願っております。

繰返しになりますけれども、阿古市長が誕生する以前、道の駅かつらぎ建設の契約事務や公文書において、市民の信頼を大きく損ねる重大な事案が発生していたわけです。その結果、阿古市政において、職員を刑事告発や懲戒処分することになったはずなんです。情報開示についても、前市政では大きな壁があって、それを正すべく、阿古市政において様々な努力を重ね、ガラス張りの行政を目指してきたものと私は思っています。にもかかわらず、ここまで質問してきたように、現在阿古市政の下でも葛城市の契約事務や公文書の取扱いに、私はいまだ大きな不信感を持っています。このような不適切な公文書取扱いの延長に、新たな不祥事が起きるんじゃないんですか。ここまで推測や臆測ではなく、情報を開示した資料に基づき事実を示してきました。不信感を感じている書類の中には、市長が押印しているものもでございます。本当に道の駅の教訓が生かされているのか、市長の見解を伺わせてください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご指摘、本当にありがとうございます。これまで私が改善に努めてきた内容とただいまのご質問、答弁の内容のような事務的なミス、それと、その手続上のミス、そのようなものとは根本的な意味合いが違って来るものと考えております。ある意味、今回ご指摘いただきました新型コロナウイルス対策本部に関する契約事務につきましては、随意契約の意味というのは緊急性を要するもの、ある種、厚生労働省が認めた本来の法律に照らし合わせた随意契約であると、1件ずつ説明がつくものであると考えておりますが、ご指摘いただきましたクリーンセンターのものにつきましては、非常に雑なものであったのだということが、ご指摘いただきまして再認識させていただきました。そのミスに対しましては、深くおわびを申し上げたいと存じます。

ただ、不備のあった書類につきましても、その内容につきましては、例えば市民サービスが止まらないように、一日でも早い現場復旧との一念から事務手続の一部を怠ったことや、そのことも決して契約事務の手引きを遵守しているとは言えないというのは、本当にいけないことやと思っております。現場管理職員はじめ、事務担当職員はしっかりと理解不足を十分補い、抜かした書類は漏らさないよう、この機会にしっかりと肝に銘じなくてはいけないと考えております。

今回、表に出てまいりました事象につきましては、明らかに情報開示という、全てのものを情報開示をするんだという趣旨のものに照らし合わせて、情報開示させていただいた資料からいろいろな不備が発見したということでございます。そのことについては、重ねておわ

びを申し上げたいと思います。今後は、より正確な事務執行が行われるよう繰り返し研修等も実施し、職員の能力、資質の更なる向上、研さんに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 梨本君。

梨本議員 今の市長の答弁聞いて、言いたいことは私いっぱいあるんです。情報開示したから、それ分かったんでしょうということなんですけれども、何回も私、聞き直してやっと出てきて、まだ出てきてない書類があると言っているわけですよ。今は青雲会は3人でやっております。ですが、吉村優子さんが長を務められていたときから、我々青雲会議員は、公式非公式にこのような事態が起きないように阿古市長には進言してきたつもりです。それが生かされていない結果をこうして示さなければならないのは本当に残念なことだと思っています。

ここまで質問してきたクリーンセンターの公文書を見て、更に疑問に思っている事業が2つあります。そのことについて、深く掘り下げてお聞きをさせていただきたいんですが、本当にクリーンセンターに関しては、私4年間ずっと言ってきたわけですよ。ちゃんとやらないところは単費ですよと、大きなお金使いますよと、去年の債務負担行為は25億円予算組んでいるわけですよ。その執行率は97.何%ですよ。そんな執行しているんですよ。ちょっと過激な発言になって申し訳ございませんでした。

最後に時間の都合上、もうここまでにさせていただきたいと思います。また、場を変えて、決算の場でも、ほかの議員からそういった質問があると思いますので、誠実にお答えいただきたいと思います。

最後になりましたが、朝日新聞デジタルの記事から公文書の考え方を読み上げさせていただきます。公文書とは、役所が意思決定する過程や結果を記録したもので、後の検証を可能にすることで、行政が適正に運営されるようにするのが狙いである。役所の都合で手心が加えられるようなことがあれば、その文書はおろか、行政自体への信頼が失われかねない。釈迦に説法かもしれません。しかし、私も全く同意見であるということをお伝えし、今回の質問は終結させていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。午前11時10分より会議を再開いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子議員。

川村議員 皆さん、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の質問内容は3点ございます。まず1点目は、葛城市における医療的ケア児の対応について、2つ目は、スクールバスの導入について、3つ目は、コロナワクチン接種についてで

ございます。

これより質問席にて行わせていただきます。よろしく願いをいたします。

西川議長 川村優子議員。

川村議員 それでは、よろしく願いをいたします。

このたび、2021年6月11日に参議院本会議で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、以下を医療的ケア児支援法と申し上げますが、その支援法が可決されました。医療的ケア児を法律上で明確に定義し、日本の歴史上、初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律です。この法律は9月に間もなく施行される予定でございます。

この医療的ケア児支援法とは、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的でつくられました。障がいや医療的ケアの有無に関わらず、安心して子どもを生み、育てることができる社会を目指します。

この法律が施行されることにより、これまで改正障害者総合支援法で、各省庁及び地方自治体の努力義務とされてきた医療的ケア児への支援が責務に変わります。また、この法律の施行に伴い、各自治体に地方交付税として、医療的ケア児支援のための予算も配分される予定です。各自治体予算を持ち、強制力のある中で医療的ケア児支援事業を進めていくことで、これまで地域によって格差のあった支援体制の是正が初めてここで期待されるわけでございます。

その自治体を負う責務とは法律の施行に伴い、各自治体は保育所、認定こども園、家庭的保育事業として、つまり小規模保育事業や事業所内保育事業、また、放課後児童健全育成事業、学校、つまり幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校での医療的ケア児の受入れに向けて支援体制を拡充していく必要があります。具体的に各自治体は、医療的ケア児が家族の付添いなしで希望する施設に通えるように保健師、助産師、看護師、もしくは准看護師、以下看護師などは、たんの吸引などを行うことができる保育士、もしくは保育教諭の配置をします。各都道府県に医療的ケア児支援センターが設立されることによって、医療的ケア児とその家族が何か困り事があった際には、ワンストップで対応できるようになるということです。

この医療的ケア児支援が不足するこれまでの背景は、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児は、新生児医療の進歩などを背景に増加傾向にあり、現在、全国に2万人もいると言われてはいますが、そうしたお子さんをお預かりする施設は極度に不足しています。結果として、保護者が24時間ケアを担うことになり、就労の機会を失っている実態がありました。

施設で医療的ケア児をお預かりするためには、ケアに対応できる専門人材の配置や環境整備などが必要になります。しかし、従来の障害児福祉制度では、この医療的ケア児を想定して設計をされていないために、事業者はケアや見守りを担う看護師や保育スタッフの配置、環境整備に必要なコストを賄えず、赤字覚悟でお預かりをしなければならない非常に苦しい

状態が続きました。このような状況で新たな事業の担い手も現れずに、結果として医療的ケア児の居場所が一向に増えてこないという現実がありました。

この秋にこの法律が施行されることを受けて、どこまで予算をつけ、実行に移すのか、国や自治体の本気度が問われることとなります。重い障がいのある子を学校に通わせて意味があるのかとか、障がいのある子を預けて働くなるといった医療的ケア児を育てる保護者たちには、こうした声を幾度も浴びせられてきた。けれども、教育を受ける権利は全ての国民にひとしく憲法で保障されており、日本が批准している障害者権利条約にも障がいを理由として教育から排除されないという原則が明記されている。また、保護者にも当然働く権利があります。

法案成立に尽力した国会議員たちを中心に、この法案にしっかりと向き合って、今回この法案が成立したわけですが、医療的ケア児を抱えているがために職を辞めてしまう親がたくさんいる。いたずらに人材を失うことは日本の損失だと訴えます。今こそ社会全体で真剣に取り組むべきであると述べています。

葛城市においては第6期障がい者計画、第2期葛城市障がい児福祉計画の中に、この医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、こども・若者サポートセンター、中和地区3市1町障害者自立支援協議会、相談支援事業所等と、医療的ケアを必要とする子どもの支援に関する協議を行っていますが、今後も関係機関と連携し、協議の場の確立に取り組みますと明記していただいています。

そこで、お尋ねをさせていただきます。葛城市として、ただいま申しあげましたこの医療的ケア児支援法について、どのような認識を持っていただいているか、まずはお伺いをいたします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの医療的ケア児支援法についてのお問合せ、認識についてでございます。正式名称は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和3年法律第81号でございまして、本年の6月18日に公布され、公布の日から3か月を経過した日の本年9月18日から施行されるものでございます。

この法律の目的でございます。近年医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えておりますので、個々の心身等の状況に応じた適切な支援を受けられるよう医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本的理念を定め、国や地方自治体、保育所の設置者などや学校の設置者の責務を明らかにするとともに、保育及び教育を行う体制の拡充や必要な施策、日常生活における支援や相談体制の整備、情報の共有の促進、医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としているものでございます。

また、定義につきましては、医療的ケアの定義を人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引、

その他の医療行為とし、医療的ケア児の定義を日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童としているところでございます。

以上でございます。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私のほうからは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律と関連いたします、先ほどご紹介いただきました葛城市における障がい児福祉計画の体制の整備状況についてご説明させていただきます。

この葛城市における障がい児福祉計画等の体制整備についてでございますが、今年度より医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援者を健康増進課に各1名配置し、医療的ケア児とそのご家族が抱える課題の解決を包括的に支援する体制を整えているところでございます。そして、コーディネーターを中心に保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けて、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援施策を総合的に調整し、医療的ケア児とそのご家族の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 ただいまこども未来創造部、そして保健福祉部のほうから、計画の中の葛城市政としての準備の段階というか、そういった形でしっかりとこの法案についても認識をしていただいているというご答弁でありました。

私今回、この質問をさせていただききっかけがありました。私だけではなくて世の中のできるだけの多くの方、そしてまた葛城市、行政に向けて知ってもらいたいという、葛城市在住のある医療的ケア児をお持ちのお母さんのほうからお手紙をいただいたわけでございます。少し紹介をさせていただきたいと思います。ほかにもその対象な方はいらっしゃると思いますけれども、あえて私、議員のほうに、そういった形で訴えをしていただいているということで、その人たちの思いというのを皆がどれぐらいこれから理解していくかということについて、ちょっとお手紙を読ませていただきたいと思います。実名でとおっしゃったんですけども個人情報でもございますので、私はお母さん、そしてその娘さんという形で、その部分については替えて読ませていただきます。

母親としての思いです。私の次女は18トリソミーという疾患を抱え生まれてきました。医療の力なしでは生きていくことはできません。いわゆる医療的ケア児です。突然ですが、皆さんに伺います。障がい児を産みたいですか、障がい児を育てたいですか。ここにいる誰もがいいえと答えると思います。それはどうしてでしょうか。少しだけ我が子が障がい児だったらと想像してみてください。障がい児を育てるのは大変そう、苦勞するだろう、お金がすごくかかりそう、自分たちの生活はどうなるのだろう、仕事を辞めなければいけないのか、働けるのだろうか、寝られるのだろうか、世間からの目は冷たいだろう、我が子が死んでしまったらどうしよう、自分が死んでしまったら誰が面倒を見るのか。孤独、不安、絶望、娘の病気が分かったときに、全て私の頭の中に浮かんだことです。そして、多くの医療的ケア

児の母親が実際に抱えている思いです。

ですが、私は娘を出産し、1年間育ててきて、これらの思いは少しずつ変わってきました。なぜなら、たくさんの人の理解と支え、そして様々な社会制度、福祉制度があったからです。娘の病気はなくなりませんが、娘の障がいは社会が変わっていけばなくなると今はそう思っています。皆さんは、そんな社会をつくり上げていくことができる方たちです。

子育てに優しいまちである葛城市で、私たち家族が暮らし始めてはや5年になります。長女は1歳半で保育所に預け、私はフルタイムで仕事に復帰しました。保育所に子どもを預ける預けない、母親が働く働かない、いろんな選択肢がある中で、その都度、何が最善かを家族で話し合い、道を決めることができていました。子育てに優しいまちだと実感していました。それが医療的ケア児の親になった途端、その選択肢さえ与えてもらえませんでした。障がい児は家で見るものだ、母親が面倒を見て当たり前という言葉が言われたこともあります。いろんな方たちに、また、市役所の方からも前例がないから、いろんなリスクがあるからとそんな後ろ向きな言葉しかもらえていません。その事実が悲しくて仕方ないです。

今は娘を保育園に預けることができない、私が働きに行くことができない、行政の理解が得られないということが、私たち家族が生きていく中で大きな障がいだと感じています。医療的ケア児を地域の保育園で受け入れることは簡単ではないことも重々承知しております。葛城市に前例が1つもないため、足踏みする気持ちもよく分かります。ですが、私たち家族はこのまち葛城市で生きています。どうか一緒に考えてほしいのです。どうすれば娘が保育園に通うことができるのか、どうすれば母親である私が仕事に復帰できるのか、いろんな方法を一緒に考えてほしいのです。

今年、法案が成立し、医療的ケア児を受け入れる保育園や幼稚園は今後どんどん増えていくでしょう。親が離職しなくていい世の中は実現されていくでしょう。そんな社会に後れを取らないでください。奈良県では、ほとんど前例がないからその前例を葛城市につくっていただきたいのです。どんな子であっても、どんな家族だったとしても、地域から温かい目、優しい理解が生まれるまちであってほしいのです。娘を保育所に預けたいという声を、たった1つの小さな声だからと聞き流さないでほしいのです。先天的、後天的、事故、誰もが明日障がいの当事者になり得ます。どうか他人事として捉えないでください。

もし娘が地域の保育園に通うことができたなら、きっと娘は先生やお友達からたくさんの刺激をもらい、家の中だけでは得られない大きな経験をすることができるでしょう。心も大きく成長できるでしょう。それを見て、私たち親たちもまた幸せを感じられます。それだけではなく、保育所の子どもたちが娘のような子と小さいうちから関わることができれば、本当の意味で違いを受け入れ、多様性を認め合い、優しい気持ちで育てていくことができるのではないのでしょうか。それは葛城市が掲げている子育てに優しいまちの本当の姿だと私は思っています。

この娘さんのお母さんは、妊娠のときから葛城市の健康増進課にご相談をされ、そして出産をされ、社会福祉課やこども・若者サポートセンターとも連携し、これまでは大変お世話になったと感謝の言葉も添えていただいております。私はこの方だけの相談でしたけれども、

葛城市の医療的ケア児の現状について、もっとあるかというふうにも思っていますが、そのケア児の現状についてお伺いをさせていただきます。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 葛城市の医療的ケア児の現状ということでございます。現在、健康増進課では、母子保健業務の中で妊娠届出時、妊娠中、退院前、地域での生活の中で、様々な家族やお子さんの病気について相談対応を行っております。特に医療的ケア児につきましては、これまでも個別に相談支援を行ってまいりましたが、近年、少しずつ医療的ケア児を育てる家庭の相談が増えてきたこともありましたので、昨年、市の保健師が、県が主催する医療的ケア児等コーディネーター、医療的ケア児等支援者養成研修に参加したところでございます。

医療的ケア児については全数は把握しておりませんが、健康増進課におきまして相談している主な内容としまして、経管栄養、酸素吸入をそれぞれを行っているお子さんや人工呼吸器、喀たん吸引等の医療的ケアが必要な子どもの相談をいただいている状況でございます。また、現状としましては医療的ケア児がおられる家族の負担は大きく、障害福祉担当、こども・若者サポートセンターなどの課と連携しながら対応に当たっている状況でございます。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。私のほうからは、医療的ケア児に対する県の対応及び子育て福祉課にご要望があった分につきましてお答えをさせていただきます。

まず、県の支援体制でございます。法律の中では、県は医療的ケア児支援センターを社会福祉法人等を指定して行うか、または自ら行うこととされているところでございます。県の医療的ケア児支援センターに関する担当課は障害福祉課と伺っておりますが、これに先立ちまして、本年1月に、奈良県重症心身障害児者支援センターが田原本町にある奈良県障害者総合支援センター内に設置され、本年4月には奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例が制定されておりますので、医療的ケア児支援センターにつきましても、今後、どの機関が担われ、どのような支援措置がなされるのか注視してまいります。

次に、保育所などに関する県からの支援につきましては県の奈良っ子はぐくみ課が担当されますが、法施行に伴う予算や体制につきましては、今のところは未定とお伺いしておりますので、こちらにつきましても引き続き、県の動向を注視し、決まり次第、県と協議してまいります。

また、先ほど議員からご紹介のありましたお子様につきましては、先日、保護者様から面談のご希望があり、福祉の担当部局とともに保護者様のご要望やお子様のご様子をお伺いいたしました。これまでも関係機関と協議を重ねておりますが、引き続き可能な支援体制について検討を進めてまいります。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 今のご答弁、9月18日に施行されると、これからなんですけれども、かなり私の今回の質問は先もって準備を進めていただきたいという思いから、今回はちょっと早い段階で申し上げたんですけれども、今、準備をいろいろといただいていると。県のほうも、国からこ

の法案が下りてきた段階で、いろいろな、今言っている医療的ケア児の支援センター、そこが中心となっただけものだというふうに思っております。心の準備というんですか、対象者がいる中で、葛城市がその対象者がいないという状況じゃなくて、いる中で、早めに出遅れない形でしっかりとその対応についてご協議をいただくと、準備をいただくという思いで、今回、その答弁をいただいたわけですが、これからこの保育環境、非常に難しいハードルの高い部分だと思います。待機児童の解消についても今、精いっぱいやっているといるところでございます。その上、また、この医療的ケア児の受入れをどうしていくかと。待機児童が先やという考え方はないと思います。医療的ケア児の持つておられるお子様も待機児童です。その考え方をやはり持つておいていただきたいという思いから、誰一人取り残さないで待機児童ゼロという形を目指していただくためにも、多様な保育のニーズをしっかりと受けていただきたいというふうに私はお願いをするところでございます。

この声をこのタイミングで行政のほうに投げかけないといけない、届けないといけないというふうには、障がいを持つておられる団体とかサークル、いろんな人たちが、非常にこの医療的ケア児の対応については障がい全体として、これからどのように進めていただく葛城市なのかと。こども・若者サポートセンターという、本当に全国でもしっかりした形を取っていただいている中で、保育という環境と抱き合わせて、どんなふうにやっていただけるのかということは非常に期待をしております。

今後の対応をどうしていただくかということにつきましては、しっかり言い切るような形でご答弁はいただけないのかなと思うんですが、ただ、これまでのこの方だけに限らず、いろんなご相談をされた経過の中で、いろんなご準備も心積もりもされてきたと思います。今後の対応について、どのようにされていくのかと、保育所の状況もありますけれども原課の考え、そして市長、子育てしやすいまちというふうに、あえてこんなお手紙添えていただいています。阿古市長の思いをちょっとご答弁をいただければと思います。よろしく願います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育所施設への受入れについてでございます。今回の法整備で、地方公共団体による責務として、医療的ケア児が在籍する保育所や学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、支援を行う人材の確保などが示されました。また、保育所の設置者などには看護師等の配置、または喀たん吸引等が可能な保育士の配置などが求められているところでございます。

奈良県下におきましては、これまで医療的ケア児を受け入れている保育施設は少なく、葛城市におきましても看護師不足や施設の問題などもあり、今まで医療的ケア児の受入れを行うことができませんでしたが、今後につきましては受入れが可能な医療的ケア児の受入れに向け、環境整備を進めていかなければならないと思っております。

まずは、看護師の安定雇用と保育所への配置を促進し、保育士におきましては医療的ケア児に対する認識の浸透と対応のための研修の促進、受入れのためのガイドラインの整備や公的書類の確立、個別の支援計画の作成や関係課との連携方法の確立、施設の環境整備など、

県機関にもご支援をいただきながら、既に受入れを行っておられる先進地も参考にしながら検討を進めてまいりたいと思います。そして、医療機関とも連携が取れるような体制づくりも模索しながら、しっかりと検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 議員のお話、聞かせていただきまして、なるほどなと思っておりました。葛城市におけます医療的ケア児の保育ニーズについてお話をお伺いいたしましたが、市内の保育施設の状況等も十分に把握した上で、個々の医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保しながら、医療的ケア児と保育が提供されるよう県や医療機関など関係機関と連携して、支援の方法等について対応を検討してまいりたいと考えております。

西川議長 川村議員。

川村議員 本当にこの問題はハードルが高いというのは重々分かっております。でも、それをやっぱり受け止めていただいて、どこまで努力した成果が出るかということ、やっぱりお示しをこれからしていただきたいというふうに思います。その医療的ケア児の方のそれぞれの重度の違いというのはあると思います。一律ではないということもよく分かっておりますが、このお母さんがこれからやはり就労をもう一回目指したいという、今までの障がい者のお母さんを見るのが当たり前やろうと、この考えを理解できる方も理解できない方もそれはあると思いますけども、私はやはり人生、社会体制がしっかりと出来上がれば、このことも実現につながるということをやはり現実のものとしていただきたいということを強く要望させていただきまして、この医療的ケア児支援の対応についてはこのぐらいにさせていただきますが、これからの進捗状況を見て、また質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次の2番目の質問に移らせていただきます。次は、スクールバス導入についてであります。下校中に小学生の列に大型トラックが突っ込んで5人が死傷した千葉県の八街市のこの事例を受けたことにつきまして、事故から10日ぐらいたって事態を重く見た菅首相は、スクールバスの利用を全国的に促していくという考えを示されたというのは皆さん、報道でもご存じだと思いますけれども、そのぐらい社会的な情勢が変わってきて、登下校の通学路というものが非常に整備がしにくい状態であるということに加えて、やはりいろんな安全・安心が確保できない状況になってきているということで、このスクールバスを導入してはどうかという、ほかの国ではスクールバス導入ということに対して何の違和感もない国は多いんですけども、日本はまだまだスクールバス導入につきましてはできていない国の1つだということで、スクールバスの制度が今度のこども庁の創設を検討されている中で、そういったことも含めて議論をされているようなんですけども。葛城市において、じゃあ、スクールバスはと。要らんの違うかなと思っはると思うんですけども、葛城市の地形を見ていただきますと山麓線から西側の山麓地域、そして、その山麓線から下の平地の部分と随分その通学に対する環境が違うということも皆様ご理解いただけると思います。

山麓地域は距離がそれぞれ違って、遠いところは自転車通学可ということなんですけ

ども、自転車通学が実際に行きはよいよい、帰りは怖いというぐらい、行きはいいんですけども帰りはほとんど押して帰ると、歩いて自転車を押して帰る。たまには体力のある子はそのまま登り切って帰る子もいるんですけども、実際は自転車に荷物を乗せて、逆に非常に体に負担がかかりながら帰るという状況も、皆さん目の当たりにしていただいていると思います。

この質問に当たりまして、私も市民の方から、以前にほかの議員にもこの話はしましたと。当時はその質問が一般質問でされたかどうかは、私もちょっと調べていませんけれども、山麓地域の登下校の姿を見て、今はまた、さらにマスクを着用して、取って帰ってくる子もいますけれども、気象条件も非常に厳しい中、真っ赤っ赤な顔をして自転車を押して帰ってくる姿、その道のりは3.5キロメートル、夏の苛酷な状況の中で帰宅する学生の姿を見ると、本当にかわいそうやなということで、私だけじゃなく、これまでのいろんな議員に言ってこられたというふうなお話をいただきました。

現在、新庄中学校は半径2キロメートル以上を目安として自転車通学です。白鳳中学校は大畑、新在家、太田が自転車通学、加守は電車通学というふうになっています。平地と山麓でも自転車通学には、今言ったように体力的な差が発生します。

ここで、まず葛城市としての安全・安心の部分からお尋ねします。まず、通学の距離の問題も入れていただければいいんですが、通学路の現状についてお伺いをしたいと思います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、通学距離につきましては、中学校において一部の生徒が電車や自転車を利用して通学をしています。また、山麓線や国道を横断して通学する児童・生徒につきましては、学校までの道のりが遠かったり、また、高低差を感じる部分があるといった現状がございます。通学路につきましては、毎年開催しております通学路安全合同会議におきまして、各校より要望のあった危険箇所につきましては、関係各所の対策により改善に努めているところでございます。

特に今年度におきましては、千葉県八街市において発生いたしました事故を受けまして、国による合同点検の実施についての通知があり、「見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所」、「過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所」、「保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所」などといった3つの観点に基づきまして、再度の点検を行い、問題のある箇所につきましては関係機関と協議の上、対応について調整を進めていきたいと考えております。

以上です。

西川議長 川村議員。

川村議員 そうですね。今回の八街市の事故を受けて合同点検という、奈良県の教育委員会のほうからもそういった通知があつて、葛城市においても通学路の点検というのをしていただいたと

いうこと、今この場で関係機関との協議の話とか、実際にどんな箇所が事故が多いのかというところを改めて点検していただいたという、今ご報告でございましたけれども、通学路というのは、もう本当に今言っている山麓であっても平地であっても危ないところの箇所というのはあります。ここの整理はなかなか難しいんですけども、まず安全な面を確保するために通学路をしっかり点検する。

今回、私がこのスクールバス導入に向けてこの質問に立たせていただく背景は、今、非常に少子化や過疎化に伴って、学校の統廃合なんかは実際に全国的にあって、その中で、通学距離が非常に遠くなって、それによる通学の距離が長くなって、その対策にスクールバスを使うというような事例があります。たくさんあります。それは、今言う国からそういった少子化、過疎化に伴う学校の統廃合によるスクールバスに対する助成という形でなされているということを申し上げていきますけれども、葛城市は過疎化であったり、学校の統廃合があるとか、もうそのレベルでは全然違いますので、もちろん逆に、子どもが増えて教室が足りないぐらいの学校は、今、満杯な状態になって、ただ、今ある現状の中で、今までもこれからも、今でもこれからも、ずっとこの地形による、過疎化とは言いませんが、山麓地域の若い、子どもたちを通わせるような若い人たちが、じゃあ、住み着いてくれているのかといいますとそうではないと思います。随分その山麓の方たちは、若い子らは皆下におりてねと、下におりて、もう住居自体が変わっていつていると。山麓に残っている子たちは、ひたすら学校に通うのは大変なんよというような話の中で、葛城市というのはどんな工夫をしたら、そういった子どもたちの、要するに市民サービスとして受ける部分とか、それから、実際にその環境の中で、学校の近隣にいる子たちと山麓にいる子たちとの平準化ができるのか、ここが一番私が訴えたいところなんです。

そしたら、市と行政として、ひたすらその3.5キロメートルという距離が、今、学校のほうから、小学校は4キロメートル、それから、中学校は6キロメートルを超えないと、そんなスクールバスというのは使う対象にならないんですよというふうに言われても、葛城市は実際に甘やかすではないと思うんです。やっぱり今の社会情勢の中で、ちょっと工夫をすることで、この体制をうまく調整できないのかなというところをあえてご提案をさせていただきたい。

その1つに、葛城市のコミュニティバスをスクールバスということではないですけども、子どもたちを乗車させていけるような体制を工夫してやってはどうか。また、デマンドタクシー、それはそんな形で、今、予約になっていますけれども、そういう体制をもう少し考えを子どもたちに向けても使っていけないのかというところら辺をこれから研究していただきたいという提案です。

まだ結果はどうなんですかということは、私は答えをいただくという気持ちは毛頭ありませんけれども、このスクールバスとしての機能、学校、教育委員会のほうが決めていくスクールバスという規定ではなくて、葛城市としてコミュニティバスをうまく利用していつて、例えば一般の人と混乗する、一緒に乗ってくるようなダイヤに朝はするとか、そういったことができないものかということ、今コミュニティバスが非常に満杯状態だったらこんなこ

とは言わないんですけども、非常にコミュニティバスの活用がもう少しあればよいのになと思う中での今回、子どもたちにもうちょっとそのコミュニティバスを使っていけるような体制を準備したらどうかというふうにご提案をするわけですが、現状、このスクールバスの検討、まだ教育委員会としては検討はなされていないと思いますけれども、この導入について教育委員会の考えをまずお聞かせいただいて、そして、このコミュニティバスの担当であります企画部のほうで、ちょっとコミュニティバスの現状、そういったことが可能なのかどうかというご答弁をいただきたいと思います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは、まず教育委員会のほうからお答えさせていただきます。スクールバスの導入につきましてはへき地教育振興法に基づきまして、通学距離が小学校では4キロメートル以上、中学校では6キロメートル以上のへき地における遠距離通学を緩和するためのスクールバスの購入等に関して国庫補助の適用、また、運用費に対する地方交付税措置などがございしますが、本市におきましてはこれに該当しないということ、また、実施に至るまでの検討事項といたしまして、登校時の児童・生徒の短期集中時間帯と下校時の長期分散時間帯への配車対応等、自治体が運営する上で、スクールバスの導入については各方面とも慎重に研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、葛城市のコミュニティバスをスクールバスの的に活用できないかということについてお答えさせていただきます。このことにつきましては、令和2年3月議会における川村議員の一般質問で、既存の公共バスの運行ルートと時刻表に基づいてご乗車いただくということであれば、通学に利用していただくことは公共交通の運行上、特に問題がない旨、答弁させていただいたところでございます。

今回、通学に特化したルートを新たに設けるなどの点につきましては、現在運行しております本市のコミュニティバスは、道路運送法上の一般乗合旅客自動車運送事業というものに位置づけされておまして、この条件でございます運行する時間と経路をあらかじめ定めて、不特定多数の客を乗り合わせる、このことを満たしておれば、ただいまありました山間地域や学校から遠距離の地域で、通学に相当労力を必要とする場合や交通事情により、安全確保の難しい地域などにその運行ルートを設けることは可能であると考えております。ただし、新たな運行ルートを設定するには、費用面や利用者数に応じた車両の確保、運行ルートの選定や運行ダイヤの設定などの様々な課題について検討した上で、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会と申しますけれども、ここで決定していただき、近畿運輸局の認可が必要ということになります。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 ご答弁ありがとうございます。今現行の運行しているルートでやったら何も、もう全然そ

れを利用していただいても構いませんよと、このご答弁はいただきました。覚えております。ただ、実際に運行している状況が行きは下りですから、自転車通学で自転車に乗って降りるかというところなんです、実際に帰りが問題であって、行きは現行のルートを利用する、しないというところも、それは使えるのかもしれないんですがね。そうやって通学の登校は使えても、下校はみんなばらばらだから使えないというのは、一律スクールバスというのはどんな形になっているか、もうそれこそ30分置きにスクールバスが出るとか、そんなことはしているような状況は、なかなか私学のスクールバスしかないような状況ですけども、これ今、現行を新たな運行ルートを設定するには、それももちろん費用もかかりますし、これから、そこについてどんなふうにしていくかということはまだ分かりませんが、このコミュニティバスのダイヤというのをなかなか変えるのはもう大変な作業やと思っているんですけども、やはり利用してもらって市民のサービスというか、市民に利用してもらってこそ初めて生かされるわけで、法定協議会でも、もちろんいろいろこれまでも決めていただいたんですけど。

例えば、その山麓にデマンドタクシーを使うようになったというのも、それも当初予定しているのはちょっと利用の状況も違うし、いろいろと少しずつ工夫を重ねていかれているわけなんです。工夫を重ねていく内容になっていくか、なっていないかということについて今回はご提案させていただいていますので、もちろん費用がかかっても、子どもたちのこれからの通学、今言っている山麓と平地のサービスの平準化を図るために、やはりどうであるかということについては、ぜひとも考えてやっていただきたいなど。スクールバスというたら、もうじゃ、全部かとなると、なかなかそんなことじゃなくて、あくまでも公共バスを利用していく形で、朝の増便なのか夕方の増便なのかと。

これは実際にいろんなところで、混乗型のコミュニティバスを利用したスクールバスの工夫というのはされている事例があります。それは、もちろん過疎化によるとか、今さっき言われたような国の補助がついて、そこにその補助金を投入していけるからそれをつくるんだということなんです、無理なお願いかもしれませんが、ぜひ利用を促進するという意味でも、これからこのコミュニティバスをうんと利用を増やしていただけるということも含めて、これから検討していただきたいというふうに思います。

また、私がこんなことを考えている以上に、これから現実、もっといいやり方があるよと、それを使わなくてもこんなやり方があるよというような提案がありましたら、それもまた、期待をするところでございますので、どうか今、市民の人たちから子どもたちの自転車通学、今とても新庄地区は多いです。この現実、自転車通学が多いという現状をまず捉えていただけて考えていただきたい。

そして、加守地区は電車通学をされています。このことについても、一つまた工夫ができるような状況であれば、これはいつから、加守地区の生徒たちが電車を使って登校していいよということにつきましては、過去に遡っていただいて、その理由ということもあったと思いますので、駅も多い葛城市ですから、そういったことも非常に緩やかに、子どもたちの通学がスムーズにいくように考えていただきたいという思いを込めてこの話をさせてい

いただきました。なかなか答えというのはいけないので、市長にこれを振ってもしんどいかなと思いますけど、何かもし市長、このことについてご所見あれば、どうですか、教えてください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 コミュニティバスをスクールバスに利用ということにつきましては、過去においても幾度となく議論があったように記憶しております。そのときの答弁等もいろいろ思い出しながら、今お聞きしていたわけなんですけども、考え方としては、スクールバスにというのは、いささか方向的には無理があるのかなと。そうすれば、特に議員がご指摘の山麓エリアの通学ということについては、また新たな考え方を模索する可能性はあるのかなという思いでお聞きしておりました。子どもたちが学校に通う、そのことが安全面も含めてというご指摘でしたので、幅広く意見をお聞きした中で考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

西川議長 川村議員。

川村議員 ぜひ研究をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

最後の質問なんですけど、コロナワクチン接種の状況について、昨日もたくさんの議員の皆様が、私が聞こうとしている、もちろん理事者の方ともいろいろお話をさせていただいたんですが、大体聞こうと思っていることはほぼほぼ聞いていただきました。

ただ、今回の話に出てこなかった集団接種会場において、ワクチンを充填しないまま注射器による接種があった、要するに空気を注射してしまったと。このことについて、皆さんにご心配とかをしていただいたわけですが、その事例につきましては早急な対応をしていただいて、隠すことなくきっちりであったことはあったこととして、報道のほうにも言っていたと。あつてはならないことだと思っております。

この話が出てこなかったので私はもう質問をしませんけれども、このことについては、やはりこれから緊張感を持って接種に当たっていただきたいということを要望させていただきます。それでもワクチン接種を、これからも順調に進めていただきたいということも併せて要望をさせていただきますので、今回はもう答弁は結構でございますので、しっかりと葛城市が順調に進んできたわけですから、こういった事案がないように、更に緊張感を持って進めていただきたいというふうに、要望として今回はこの質問については収めておきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

西川議長 これで川村優子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は午後 1 時 30 分から会議を再開いたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1 番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1 番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問をさせていただきます。任期まで最後の一般質問、頑張ってやっていきたいと思えます。市民の皆様の声をしっかりと受け止めて、市政に届けたいと思っております。コロナ禍の中、そして皆さん、お疲れやと思えますので、できるだけ短くやらさせていただきますのでしばらくお付き合い、よろしくお願ひします。

これより先は質問席にてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

西川議長 杉本訓規君。

杉本議員 それでは、よろしくお願ひいたします。

まず1点目は、学校給食の食材についてという題でちょっとお聞きしたいと思えます。ちょっと僕、うわさレベルの話なんですけども、来年いろいろ油、小麦の関係で給食費が上がるんじゃないかというのをちょっと耳にしたので、給食食材どういうものかなと思えて、いろいろセンターに行かせていただきまして、書類等見させていただいて、ちょっと気になる点がありましたので、今回質問させていただきます。子どもたちが食べる給食ですので、皆さん一生懸命やっただいていますし、気を遣っただいていいると思う。もちろん現場の方々、やっただいていいるのは分かっているんですけど、まずは基本的なことからお聞きしたいと思えます。

まず学校給食、小学校、中学校、幼稚園、考えていただいていると思うんですけども、まずは献立の決め方ですよね。まずはどうやって献立を決めているのかお聞きしたいと思えます。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。学校給食の献立の決め方ですが、栄養価やアレルギー対応、旬、それと地場産物、郷土料理、行事食、調理工程、彩り、食材費、子どもの嗜好、季節などの要素を勘案しながら栄養士が決めています。発注の都合上、実施月の2か月前に献立を決定しています。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 2か月前に献立を栄養士とかと決めていただいて、この献立でいきたいと、会議に諮っていただいて材料を決めて発注していくということですね。

それでは発注するとき、どのような業者に発注しているのか調べていただいていると思うのでお答え願ひします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

どのような業者に発注しているかということで、見積合わせを実施して発注をしています。物資によりまして毎月、見積合わせを実施するもの、学期ごとに実施するものなどがあります。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そしたら、その業者の決め方ですよね。葛城市の学校給食は、どのような業者に発注しているのかお聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 業者の決め方ということにつきまして、まず2か年度ごとに学校給食物資納入に伴う登録申請をしていただきます。葛城市学校給食物資納入業者登録申請書と保健所から発行されます食品衛生監視票、それと葛城市競争入札参加資格審査申請書、これは物品納入に関わるものですが、受付票の写しを提出していただきましたら、学校給食物資納入業者として登録されることになります。登録業者全社に見積りを依頼しまして、継続して3回にわたって見積合わせに参加しなかった業者につきましては、登録業者として資格を失うというような形で、葛城市学校給食物資納入等要綱に定めています。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 一旦、業者はそれで置いていただいて、普通の食材と野菜と肉と、僕の話の都合上、3つに分けてほしいんですけども、お肉ですよね、仕様書なり発注書なりというのをこの前、全部見せていただいたんですけども、今の答弁ですと、献立が決まりまして、その献立に応じた食材を見積り出して返ってきたところの安いところを使うという話だと思うんですけども、この発注書とか見積書とか、お肉の場合、僕、全く料理できないので、当て外れたこと言ったら申し訳ないんですけども、その見積書のところに、牛肉119キログラムとか豚肉88キログラムとかという指示だけなんですよね。僕、ほんま料理できないので分からないんですけども、料理によって部位とかが違ったり、肉の産地であったり、品質であったり、こういうもんがというのを、これどこに書いてあるんですか。何で曖昧なんかお聞かせ願えますか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。使用いたします鶏肉、牛肉、豚肉などがありますが、鶏肉につきましては精肉店の取扱いではなく加工品を使用するために、部位としてはももや胸などのもの、それと皮のあるなし、そして何グラムかとかなどを見積り依頼書に指定しまして、発注書にも記載しています。豚肉につきましては、食肉専門業者に必要予定数量や形状、規格などを、これも同じく見積り依頼時に指定しまして、発注書により給食用にスライスカットされた状態で納品されるような形になっています。牛肉につきましては国産牛肉で、食品衛生法などの法律で安全な取扱い等、細かく決められております。また、個体識別番号についても、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第17条に基づきまして、販売業者は牛肉の販売時に記録し保存し、その取扱いを熟知している食肉専門業者により、給食用にスライスカットされた状態で納入されているという形になっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 いや、それは分かっているんですけど、その牛肉、スライスカットされた状態であるとか、

こういうものでやっているから、こういう肉を入れてくださいというその仕様書みたいなのがこの前発見できなかったんですよ、僕。例えば、普通の仕事を頼むときに、牛肉119キログラムという見積書が来て、こっちが思っているとおりのスライスされた肉が来るという、あうんの呼吸がおかしいなと思っているだけなんですけども、普通に考えたらこの仕様書みたいなのがあってこういうもん。何が言いたいかという、今の業者というのはすごく良心的でやっていただいていると思っているんですよ、僕。いい肉を子どもたちにスライスして、加工しやすいようにして入れていただいていると思うんですよ。それは、あうんの呼吸なだけであって、どっかにこういうふうにしてくださいという仕様書がなかったら、ほかの業者とか見たときに、ただの何でもない牛肉を119キログラム入れるというふうに見えてしまうんですよ。だから、そういう仕様書というのは結局のところ、この前、僕センター行ったときはなかったんですけども、あるんですか、ないんですか、どちらですか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 正確な仕様書というのはありませんが、先ほど答弁させていただきましたように、見積依頼書のところに形状とか規格とかというところを表していることになっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 僕が今、手元にある見積依頼書にはそれが書いてないんですよ、これ。あるやつとないやつがあるということなんだと思うんですよ、僕はそれは。ただ僕、今ここに持つてるやつは見積依頼書に牛肉とだけ書いてあって、これ何が言いたいかといったら、良心的なお店にそこまでやっていただいたら、例えばさっきの発注業者を決めるときの選定のときに、また新しい業者が来たときにちゃんと説明できる仕様書が必要かなと僕は思っているんですけども、これ僕だけですかね、僕は必要だと思うんですよ。そうしないと、良質なもののなかどうかというのが判断できないんですよ。

例えば、さっきの、言ってた個別識別番号についても、これはセンターでは管理しなくてもいいんですかね。僕はするべきやと思うんです。何かあったときのために追跡できる番号やと思うんですよ。そういうことをちゃんとしてなければ駄目だと思って質問させてもらっているんですけども、その仕様書、これからちゃんと考えていただきたいと思っています。直接行って言ったときにだいぶ話をさせてもらったので分かっていただけだと思うんですけども、この辺、曖昧なんですよ。ちゃんとやっていただいているのは良心的な業者を使っているからなんですよ、今、単純に。それがちゃんと守られるような状態、そんな難しい仕様書、細かくA5ランクの肉作れとかそんなんじゃないと思うんです。これも、そうやと思うんですけども、そういうことをきっちりやっていかないと駄目だということを言っているんですけども、その辺、考えてください。

次は、ほかの食材についてなんですけども、この発注書にも、いろいろカレールーとかいっぱい頼んでいると思うんですけども、これについても、なぜこれを使っているかというのはちゃんとした根拠はあるんですかね。その辺、お聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

なぜこれを使っているかというところなんですけども、今おっしゃられましたカレールーとかの加工品に含まれるかというところなんですけども、見積書の提出時に成分表の提出を義務づけておまして、そこで、内容としまして産地やアレルギーの有無を確認しています。それとまた、食品サンプルの提供を受けまして、味や調理のしやすさ等も考慮して発注していることとなります。あと野菜とかにつきましては、見積書依頼時にランクを提示するようにしておまして、見積り依頼時に葛城市産や奈良県産、それ以外の産地の見積りを取りまして、葛城市産、奈良県産を優先して発注しているというような形になっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 サンプルとかそういうの、いろいろ栄養士とかやって、質問、前後ろ逆になって申し訳ないんですけども、さっきの牛肉なんですけども、こういったスライスされた肉が搬入されるというところを、これは最終、誰が確認してくれる、この仕様どおりのお肉は来ているかどうかというのは現場の栄養士が見ていただいているということでもよろしいですかね。分かりました。

では次、発注している業者との契約書ですよ、こういう契約で、例えば何かミスがあった場合はこうやとかという細かい取決めというのはあると思うんです、市と契約すると。そういう契約書というのは存在するんですかね。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 契約書につきましてはの回答になります。契約書につきましては葛城市学校給食物資納入等要綱におきまして、登録業者とはというところに、発注した時点で契約したものとみなすとあることから、その都度、契約書は交わしておりません。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 それもちゃんと取決めしたほうがいいと思うんです、何かあったときのたためにという意味でも。これはもう、多分今、聞いていただいてそうやなと思っていただいていると思うんですけども、今後、そういう仕様書、例えばこうである、こうである、何かあったときはこうであるというふうな契約書、仕様書というのを作って、センターに行ったときに全部見させてもらったときに、契約書関係見せてくださいと言ってもないんですよ。そこまで厳しい契約書じゃなくて、今、良心的な企業ばかりやからうまいことっているんだとは思いますが、その辺、これからやっていただきたいと思います。

ほんで、もう一つ、給食というのは毎年予算がありまして、予算内でやっていただいていると思うんですけども、その中で献立を栄養士が多分一生懸命考えてやっていただいていると思うんですけども、これ唐突に申し訳ないんですけども、年間大体、例えばこういうふうにする、野菜類は厳しいかなと思うんですけども、年間の献立も1万個も2万個もあるわけじゃなくて、年間こういうふうな献立ですよ、大体。ほんで、予算こっただけですよというふうになったときに、肉はこっただけ使えますというのは大体トータルで分かると思うんです

けども、入札にしたらどうなのかなと。何で入札にならないのか分からないんですけども、その辺、答弁をお願いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの入札にしてはどうかということに対しまして、回答させていただきます。

価格の変動のある物資等がありますので、一定期間まとめて入札した場合には高めの金額で入札されるおそれがあります。また、年間の使用量を年度初めに見積もることは困難であるために、現状は見積合わせという形をとっています。今後についてになりますけども、価格、万一の急な事情により納品が難しくなった場合の対応、品質の確保を精査し、適切な対応を取るなどを考えていきたいと思っております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。そしたら最後に、教育長に一言いただきたいんですけども、いろいろ調べたところ、そういうところきっちりやったほうがいいんじゃないのという、今後のことを考えたときに、今は聞いている限りうまいことってのはと思うんですけども、例えば入札の件に関しても仕様書の件に関しても、1回考える必要があると思うんです。子どもたちの給食のことですから、今のやり方がいいか悪いかは取りあえず別としても、そういう肉の仕様書、例えばこれが国内産牛が来てて、これぐらいのやつでスライスしてもらっているのをちゃんと明確にしたほうが、これがやりやすいと思うんですけども教育長どうですか。一言をお願いします。

西川議長 椿本教育長。

椿本教育長 ご質問ありがとうございます。今現在の学校給食センターのほうで平成27年9月から稼働しているところでございます。その稼働の際に、今の部長の答弁の取決めで献立であったりとか、また発注等、この要綱に基づいて、今実施させていただいているところですけども、今、議員おっしゃっていただきましたように、ほかの自治体の事例等も参考にしながら、仕様書の作成も含めて前向きに検討していきたいと思っております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 すごい、いいお肉入れていただいているし、ほんで、スライスして入れていただいているというのは、なかなか良心的なことやっただいただいているんですけども、そういうことを明確にさせていただいて、安心・安全の給食をお願いします。

給食でもう1個だけお聞きしたいんですけども、ほかの議員も、ほかの会議とかでも地産地消、いつも声、上がっていると思うんですけども、葛城市、今、地産地消、どれぐらいの割合で行われているかをお願いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 地産地消について回答させていただきます。

地産地消の実績といたしまして、学校給食に使用する食材の重さを基に地産地消率を算出してございまして、令和2年度の地産地消率は葛城市、奈良県、合計で68.68%という結果でした。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 それでは近年、最近ですよ。二、三年でもいいんですけども、この地産地消、力を入れていただいているとは聞いているんですけども、増えているんでしょうか。その辺の数字、調べていただいていると思うのでお聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 近年の割合ということで回答させていただきます。

平成30年度は47.9%、令和元年度が57.54%でしたので、年々増加しているという結果になっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 増えていっていると、努力していただいているということで承りました。

そしたら次に、これは参考までに奈良県内の他市との比較、葛城市はどの辺りにいるのか調べていただいていると思うんですけども、その辺もお聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 地産地消率の他市との比較ということで、こちらのほうにつきましては奈良県が調査しております年に一度、地場産物等実態調査というのを実施しております。こちらの中で、学校給食において総食材数のうち、地場産物及び県内製造品を活用している食材数の割合を調査したもので、先ほどの市で出しております重さとは違って来るんですけども、例年は6月と11月の第3週が調査対象として調査を行っておりまして、令和2年度は11月の1回の実施でありました。この結果によりますと、奈良県の平均としましては26.5%、葛城市は22.2%という状況で、こちらはさきに言いましたように地産地消率とは算出方法が異なっているため、単純に比較することはできないということです。それと、他市との比較ということですが、県内におきましても大体が20%台というところが多いというふうに出ています。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。そしたら今後、葛城市では学校給食に対しての地産地消の取組について、どういったお考え、どういった取組をされるのかお聞かせ願います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 今後の地産地消の取組につきましては、令和3年3月に策定されました第4次食育推進基本計画におきまして、学校給食における地場産物を活用した取組等を増やすことなどが明記されております。学校給食におきます地場産物の活用は地産地消の有効な手段であるとともに、地域の関係者の協力の下、未来を担う子どもたちが持続可能な食生活を実施することにつながると考えております。また、子どもたちが地域の農産物を知り、地域農業を学ぶ食の教育にも大きな効果があることから、地産地消に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

今後とも学校教育におきまして、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導を計画的に実施するとともに、地場産物を学校給食メニューに使用する割合を増やすよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そうなんですけど、何が言いたいかといったら、ほかの委員会とかでも、ほかの議員とかでも地産地消をどうすんねんという声、よく出るじゃないですか。今も、今後の取組についてということをお聞きしたんですけども、毎回こういった答弁になるんですけども、もっと具体的に葛城市の農家の方々の協力を得て、地産地消率上げるためにはこうしていくという具体的な答えを、今もう聞いてもそんなん大体出ないと思うんですけども、もうほかの議員たちも言っていることなんですから、簡単に言ったらまた聞かれますよということなので、もうちょっと具体的に地域の方々とこうしていく、だから、こうなっていくという具体的な話を次までに、僕が聞くかどうか分からないですけども、それは今後の子どもたちの未来のためというの、それこそそうなので、その辺の答弁、用意できるようにお願いしておきます。給食食材については、以上とさせていただきます。

次に、葛城市の保育所施設についてお願いします。

基本的なことからお聞きしたいんですけども、葛城市内の保育所というのは私立と公立があるじゃないですか。これ、全く同じ条件のご家庭が私立の保育園に行くのと、公立の保育所に行くのと、保育料の違いというのはちょっと基本的なことで申し訳ないんですけども、その辺、1回お聞かせ願います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの保育料について、差があるのかとのお問いでございます。市内の公立、私立の保育料につきましては葛城市が徴収しておりますので、公立であっても私立であっても保育料に差はございません。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、全ての3歳から5歳児と住民税非課税世帯の0歳から2歳児につきましては、保育料は無料となっております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 公立でも私立でも保育料は一緒であると。そして次に、公立、私立の違いで給食費の違いというのはあるんでしょうか、お聞かせ願います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 給食費についての差のお問いでございます。

保育料の無償化に伴いまして、給食費の取扱いにつきましても見直しが行われ、現在、葛城市の公立保育所では主食代800円、副食代4,500円、月額5,300円を徴収しております。一方、市内の私立保育園につきましては主食代1,000円、副食代4,500円、月額5,500円を徴収されております。

西川議長 杉本君。

杉本議員 差はあるけど200円ということですね、月額。ありがとうございます。

それでは、私立の保育園、公立の保育所のその他費用面、金銭的なことの違いというのは何か具体にあるんですかね。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 その他の費用的な違いについてのお問いでございます。

その他の費用につきましては公立、私立ともに、それぞれ実施される行事や保育内容によって毎月の徴収金額が変わってまいります。例えば、公立保育所の場合ですと、5歳児ではピアノのパイプ代と水鉄砲、こまを購入していただきますので、教材費として年間1,000円ほどが必要となります。また、遠足を実施いたしますと、バスの借上げ料や施設の入館料など、行く場所によって異なりますが2,000円から3,000円ほどの実費が必要となります。市内の私立保育園につきましては、教育材料費や教材補充費として月額または年で徴収されている部分とその他で、遠足代やスクールバスをご利用されるかによってもそれぞれ徴収額が異なるとお伺いしております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。そしたら、公立と私立の保育所の保育の質ですよ。今、金銭面はそういった違いがある。保育料に関しては一緒ですけども、ほかのサービスによっては違うということなんですけども、基本的には質ですか、質と言っていいか分からないんですけども質というのは、この私立と公立、どう違うんですか、お聞かせ願います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立、私立での保育の質に違いがあるのかというお問い合わせでございまして、葛城市では、保育事業の発展と向上を図ることを目的に、市内の公立、私立の認可保育所の所長、園長、保育士をもって構成する葛城市保育協議会とその下部組織である葛城市保育士部会が組織されており、保育の質が均等に保たれるよう保育研修会や行事の調整を図る役員会を年間を通じて実施しております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そうなんです。質が違いないようにしていくということなんです。だから、基本的なことばかり聞いて申し訳なかったんですけども、私立も公立も保育料、一緒に、サービスというのは若干違いますけども、均等な質を提供する志ということですよ。分かりました。これ前も言ったんですけども、僕、議員にならせていただいて4年前ですか、全部の保育所の運動会、見に行ったんですけども、ここの保育所は運動会になったら、カメラマンがばしやばしやばしやばしや撮って、スマホで見て、自分の家で自分の子ども写ってる写真を買う。でも、公立の保育所にはそれがなかったんですよ。それ、もうずっと部長に言って、今年からやっていただけることになったんですけども、こういった差が、僕、もうすごい気持ち悪いんですよ。今お聞きしたんは、その差をなくすような姿勢であるということをお聞き

したかったんですよ。

それで次に、これは昨日、松林議員もおっしゃったんですけども、公立と私立で、ずばつと言うと私立のほうの保育園ではおむつは持って帰らない。公立の方は持って帰ってもらっているというのをお聞きしたんですよ、僕最近。それはいかんでしょという話なんですけども、取りあえず、公立と私立、園内でおむつの処理はどのようにされているのか、お聞かせ願います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 おむつの処理はどのようにしているかという部分で、公立、私立ともおむつの衛生面でございますが、替える際には十分に衛生面に配慮しながら、おむつ替えを行っております。また、使用済みの紙おむつの処理の仕方につきましては公立、私立で異なります。私立では、事業系一般廃棄物として各園で処分されますが、公立保育所では、保護者に持ち帰っていただきますので、衛生面を考慮し、ビニール袋に入れまして、各園児の蓋つき容器に入れましてトイレ内で保管しております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 保育士も、おむつをバケツに分けていっていると、現場で。ありがとうございます。

それでは、ちょっと根本的なことなんですけども、使用済みのこのおむつは、何で持って帰っていただきたいんですかね。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 おむつの持ち帰りの理由についてのお問いでございます。

1つには、保護者の方におむつを見て子どもの健康状態を知っていただくという部分がございます。また、施設面の問題もございます。現在、施設に余裕がなく、空きスペースがございませんので、使用済み紙おむつを保管しておく場所がないという部分と、臭いや衛生面でどうかという部分もございますので、現在、保護者にお持ち帰りをお願いしているところでございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 持って帰って、中、見て、子どもの体調、多分、分からないと思うんですよ。僕、子ども今、5歳で2年前、多分、中、見て何か分かったことないんです。それを見たい方は、希望する方だけ持って帰ったらいいと思うんですよ。それをやるのであれば、私立もやらなきゃおかしいという話になるんですよ。だから、そこはちょっと何かよう分からないんです。臭いとか場所という問題なんですけども、言いましたけど僕、希望する方だけ持って帰ったらいいと思うんですよ、そういう詳しい方が。僕は全く分からないんですよ、それ見たところで。

先ほど臭いとか場所とかという話でお聞きしたんですけども、これ、いろいろ調べたら、エコムシュウというのがあって、こんな洗濯機みたいなやつなんですけども、ぱっぱっぱっぱっと入れるんですよ。結構医療機関とかでも、すごいこの服とか先ほど言った手袋とかも全部ぱさっと入れて、ぐっと閉めたら1週間も臭いも菌も出ないと。子どものおむつと

というのはノロですか、もうすごい感染とかするわけじゃないですか。場所の問題でいったら、これコロナ対策でも買えるみたいなんですけど、ちょっと調べてください、1回。コロナ対策、感染予防で用意できるみたいなんです。これを今のうちに感染予防で置いていただいて、保管しておいて、ごみ取りに来ていただくとか。部長、これ無料で試せるので、後で渡しますので必ずこれちょっと見てください。というふうにして、園に1個置いておいたら1週間も置いとかないわけじゃないですか、週2回ぐらい取りに来るんでしょう。

民間のごみの業者に、軽く園児の数とごみの内容と言ったら、そんな毎日行っても、金額言わんときますね、何十万もかからんよと、万円ぐらいでいけるよという答えもいただいています。ほんで、衛生面云々かんぬんとかいうのも対策はできると思うんです。場所の問題も臭いさえ出なければ、場所は確保できると思うんですよ。昨日、松林議員も言ったけど、他市ではそういう動きがあるんです。僕も、ほかの維新の議員に言って働きかけています。

毎週金曜日、靴とか布団とか、お母さん、子ども迎えに行ったら子ども2人、1人抱っこして、布団を持って、かばん2つ持って、バケツ持っているんですよ。車の方やったらまだいいんですけど、これ自転車の方とか見て、僕、最近知ってかなり申し訳ないんですけども、これいかがなもんかという話なんです。車の方はまだ百歩譲っていいとしても、自転車の方で、この帰りに買物行ったりするんですよ。何ぼビニール袋締めてたとしてもね。これ一番最初に言いましたけども、公立の保育所と私立の保育園、均等な質をとることはあったじゃないですか。もう、これこそ均等にしなければ駄目なんじゃないですか。他市の動きもありますし、これはもう市長に聞きましょうか。

市長は、昨日検討しますと言っていたんですけども、これもコロナ対策でいけるみたいですし、ちゃんと僕、用意して昨日調べてきたんですよ。民間のごみも、いや、そこまで高くないんじゃないかというお話いただいて、子育てしやすいまちと阿古市長、言っておられて、やっぱりこれ、一遍見てきてください、ちょっと金曜日、胸打たれますよ、市長、どうですか。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 過日、松林議員の質問いただいた内容、同じになると思います。議員のほうは、また、パンフレットと申しますか、チラシ準備していただいていますので、後ほど拝見させていただきたいと思います。返答といたしましては同じになると思います。公立保育所を利用いただいております保護者のご要望というのは、十分に理解していかないといけないと思っております。議員ご指摘のように、葛城市は子どもたちに対して、子育てしやすい環境づくりをやはり優先順位の高いものとして考えておりますので、今後、ごみの保育所での処分、ごみと申しますと特に紙おむつ等につきましては課題も含め、検討させていただきたいと存じております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 保育士も助かると思うんです。やっぱり臭いあるもん置いとかれへんというのも、こういので処理できますし、子育てしやすいまち、住みやすさランキング上位と、今、葛城市、

他市の方からすごい注目されていると思うんですね。せやのに、こういうことになって、こっちはこう、こっちはこうとなったら、がっかり、子育てしやすいまちじゃないのとなる声、今、もう多々聞くんです。だから、こういうの気になったら、僕はもう言うんですけども、お金かかることやから申し訳ないんですけども、これだけはもうぜひ給食の食材の契約書もそうですけどもぜひやっていただいて、子育てしやすいまち、本当に子育てしやすいまちと言えるように均等に保育所やっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

西川議長 これで、杉本訓規君の発言を終結いたします。

最後に、7番、内野悦子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子議員。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3点ございます。1点目は、ヤングケアラーの支援について、2つ目は、通学路の安全対策について、3つ目は、防災対策についてでございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

西川議長 内野悦子議員。

内野議員 それでは、よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。ヤングケアラーの支援についてでございます。家族を取り巻く環境は昔と少し変わったと実感いたします。核家族化が進み、共働きやひとり親世帯が増加する中で、在宅福祉が推奨され、家での介護する人が必要になってきています。このような中で、子どもたちにそのしわ寄せが行っていないのか。中には、家族が介護するのが当たり前と考える方もあると思いますが、そのために介護者が孤立する環境になっていないのか。また、介護者は大人とは限りません。18歳未満の子どもたち、また、孫たちが家族の世話をするヤングケアラーという方々も存在します。

ヤングケアラーとは、通学や仕事の傍ら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指します。家族の病気や障がいのため、長期のサポートや介護、見守りを必要とし、それを支える人手が十分でないときには、子どもであってもその役割を引き受け、家族の世話をする状況が生じます。介護のために学業に後れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースもあります。実態の把握が急がれます。

ヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するため、厚生労働省は文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会は、全国の中学生や高校生に対して、昨年12月から今年1月にかけて、初めてのヤングケアラー実態調査を行いました。公立中学校の1,000校と全日制の高校350校を抽出して、2年生にインターネットアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人の方から回答を得ました。

調査結果が公表され、世話をしている家族がいるという生徒の割合は中学生が5.7%で、およそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人でした。定時制や通信制の高校についても規模を縮小し、都道府県から1校ずつ抽出してインターネットでアンケ

ートを行い、800人から回答を得ました。その結果、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、定時制高校が8.5%でおよそ12人に1人、通信制高校が11%でおよそ9人に1人と、いずれも全日制の4.1%を上回っています。

内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにもきょうだいの保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりと多岐にわたっております。一方で、相談した経験がないという生徒が、中高生とともに6割を超えました。誰かに相談するほどの悩みではないからという理由が最も多く、相談しても状況が変わるとは思わないという回答が続きます。中高生アンケート調査の自由意見では、きょうだいが幼かった頃、夜遅くまで世話をしていた学校で授業に集中できないことがあった。当時は手伝いの感覚で世話をしていたけれど、子どもの権利が守られていない状態であったと思う。そのとき、ヤングケアラーについて知っていたら、私は支援を求めた可能性が高いので、もっとこの言葉が認知されてほしいと思った。様々な思いを受け止め、このような皆さんの自由意見がありました。その様々な思いを受け止め、支援が必要な子どもには支援の手を差し伸べることが大事だと思います。

そこで、本市のヤングケアラーについてお尋ねをさせていただきます。国においての実態調査を受けて、県のほうでもパソコン等を用いて、令和3年6月16日から令和3年6月30日の期間で実態調査をされたと伺いましたが、それらの結果についてお伺いをいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ヤングケアラーの実態についてでございますが、ヤングケアラーの実態調査は、奈良県教育委員会が今年度、初めて中学3年生及び高校生の全生徒を対象に6月に実施されました。県教育委員会では、本来、大人が担うべき家事や家族の世話を週に3日以上しており、なおかつ1日当たりの時間が3時間以上である生徒をヤングケアラーと考え、その調査結果を公表しています。それによりますと、中学3年生でヤングケアラーに当たる生徒は9,100人中76人。全体の0.83%です。また、家事や家族の世話の具体例としましては食事の準備や掃除、洗濯をはじめ、きょうだいの世話、買物など外出の付添いなどが上位を占めています。

本市におけますヤングケアラーは、県のヤングケアラーの規定に基づきますと若干名いることが分かっております。これらの生徒につきまして、既に学校やこども・若者サポートセンターとも情報を共有し、学校において当該生徒に聞き取りを行うなどの対応を取っています。今後とも、今回の当該生徒のみならず家庭環境におきまして、配慮が必要な生徒に対しては適切な対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。適切な対応をよろしくお願ひいたします。

それでは次に、福祉部局においてのヤングケアラーの実態、また、把握についてお尋ねをいたします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するために教育現場で実施されました中高生へのアンケート調査とは別に、全国の市町村要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協を対象に一昨年度及び昨年度に引き続き、本年1月から2月にかけて令和2年度アンケート調査が実施されました。調査対象は要保護児童対策地域協議会のある全国1,741自治体で郵送により実施され、うち有効回答数は923件、回収率は53.0%でございました。全国の調査結果は、ヤングケアラーと思われる子どもが1人以上いると回答したのは341自治体で、葛城市もこの中に含まれております。0人と回答したのは509自治体で、全体の約半数を占めております。葛城市では、ヤングケアラーに該当すると思われる事例が1件ございましたが、その後に関係機関と連携を取りながら見守りなどを行い、現在、事象は解消いたしております。

以上でございます。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。教育部長からとこども未来創造部長からそれぞれご答弁をいただきました。県のアンケートには、行っていただいた結果は若干名おられたということで、そして、こども未来創造部の部長にお尋ねをいたします。

今、早期発見、早期対応に努めていただいておりますが、県において行われたアンケート調査は、答えていただきましたね。ありがとうございます。若干おられたということで、今はその事象は解決しているということでありがとうございます。また、引き続きフォロー体制、よろしく願いをいたします。

それでは続きまして、教育現場と福祉部局としっかりと連携を取りながら早期発見、早期支援につなげていただきたいと、そういうふうに要望を申し上げまして、そして今、それぞれアンケートの結果をいただいたわけなんですけれども、今回の県の調査においては、対象が中学校3年生と高校生が対象ということで、あと小学校の高学年、また、中学校の1年生、2年生に対してもヤングケアラーの調査などはされないのでしょうか。その辺のところ、お尋ねいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

中学校3年生以外の学年につきましてもアンケート調査を行うことで、本来、大人が担うべき家事や家族の世話をしている児童・生徒の実態を把握し、その児童・生徒の支援を行うことは重要であると考えております。このことから、今回、県で実施されましたアンケートの内容や結果を参考にした上で、こども・若者サポートセンターと連携し、実施学年をはじめ、アンケート内容及び結果の活用について協議してまいりたいと思っております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。対策を急ピッチで進めていただけますよう、よろしく願いをいたします。ヤングケアラーと思われる児童・生徒の状況を一番キャッチできるのは、学校や学童保育であると思います。自分がヤングケアラーと気づいていない子どもたちを見つけ、

情報を届け、話を聞いてあげ、時には心と体のメンテナンスも必要です。そのため、教育現場の担任や先生の啓発が大事だと考えますが、いかがでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教職員等につきましてはの啓発ということでございますが、毎日児童・生徒に接する教職員がヤングケアラーについて深く学ぶことは、児童・生徒の状態に気づく感度を高めることにつながると考えております。そのため、教職員に対します研修の機会を設けまして、教員の理解を広めてまいりたいと思っております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 よろしくお願いたします。学校現場においては、教員を中心としてスクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基つき、問題の解決に取り組んでいただいておりますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが生徒指導や教育相談に協力を得ることが大変重要と考えます。ヤングケアラーの支援としては、どのような支援をしていただいておりますでしょうか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 私のほうからは、スクールカウンセラーの支援ということでお答えをさせていただきます。スクールカウンセラー事業は、児童・生徒の心理に関して専門的な知識、経験を有する者をスクールカウンセラーとして公立学校に配置することで、児童・生徒の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高め、暴力行為、いじめ、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期支援、対応に役立て、さらには再発防止まで一貫した支援に重点を置いた教育相談体制を構築することを目的に実施する事業でございます。

現在、新庄中学校と白鳳中学校に年間95時間、回数にして17回、奈良県教育委員会から臨床心理士が配置されており、これとは別に、巡回相談として月に二、三回、こども・若者サポートセンターから臨床心理士を市内6保育所、公立3か所、私立3か園及び公立の5幼稚園と5小学校、2中学校に配置しております。

ヤングケアラーへの対応につきましては、子どもを取り巻く大人たちがヤングケアラーの概念、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことについてを、十分な理解と認識を持っていることが大切となります。また、子どもの家庭内での状況や生活の変化につきましても、教育、保育現場の先生方とスクールカウンセラーが連携を密にし、共通認識と情報共有を図っておく必要がございます。県が配置したスクールカウンセラーとも協働しながら、ヤングケアラーの早期発見に努め、迅速な対応が取れるように体制を整えてまいりたいと思います。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 私のほうからは、スクールソーシャルワーカーの支援についてということでお答えさせていただきます。ヤングケアラーに関します実態調査の結果から、ヤングケアラーについて聞いたことがあり、内容を知っていると回答しました中学3年生は8.2%にと

どまっております、聞いたことがないと回答した生徒は80.7%いることが分かっております。このことから学校においては今後、まずは教職員にヤングケアラーについての理解を深め、それを生徒に適切に伝えていく必要があると考えております。このようなことから、ヤングケアラーに関する教職員の理解を深めるためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの支援も不可欠だと考えております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。まずは教職員にヤングケアラーについての理解を深めていくことが、私も大事だと思います。そして、教員以外の専門スタッフの参画は大変有意義なものでありますので、しっかりと連携を取っていただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、この質問の最後に、本市としてヤングケアラーに対して、どのような支援をしていくのかをお聞きいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 それでは、ただいまのことに対しましてお答えさせていただきます。

今後、ヤングケアラーの生徒に対しまして、当該生徒を支援するために様々な角度から支援していくことが大切だと考えております。例えば、学校の教職員がその生徒の行動観察や欠席等の状況把握を的確に行うとともに、スクールカウンセラーと教職員が情報を共有した上で、当該生徒に相談支援を行うことなども必要です。加えて、こども・若者サポートセンターとの連携は当該生徒だけでなく、親や兄弟姉妹のサポートにつながるものであることから、このような取組を継続的に行うよう検討してまいります。

以上です。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 支援についてのお尋ねでございます。令和元年7月に、厚生労働省より発出されました要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についての中で、ヤングケアラーの概念及び要保護児童対策地域協議会に求められる役割が示されておりました、葛城市のヤングケアラー担当と相談の窓口は、要保護児童対策地域協議会を所管するこども・若者サポートセンターになります。

昨年、国において、今後の取組の参考となる支援事業例を整理したヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）が作成されましたので、こちらを参考にしながら適切な支援をしていくこととなります。例えば、家族の介護や若い家族の世話をしているヤングケアラーの場合には長寿福祉課や社会福祉課、子育て福祉課や健康増進課など、関係機関と連携を取りながら積極的に保護者に働きかけを行いまして、ヘルパーなどの福祉サービスの利用を促すなど、支援につなぐ対応を図ってまいります。また、先生や周りに気づかれないといった意見もあることから、子どもたちが相談しやすい環境を選択できるよう、多様な相談体制の整備が望まれるところでございます。

今年度、こども・若者サポートセンターにおいて、端末を使って簡単に相談できるシステム、葛城市A I相談システムを構築いたしますので、こちらも活用することで相談しやす

い環境づくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。端末を使つての相談体制は大変評価するところでございます。また、福祉とも連携を取っていただいて、ヘルパー事業なども活用していただけるということで安心をいたしました。どうかよろしく願いいたします。しっかり耳を傾けていただいて、ヤングケアラーの方のフォロー、また心のケア、よろしく願いをいたします。

では続きまして、2点目、通学路の安全対策についてお伺いをさせていただきます。

先ほど川村議員のほうから通学路の安全対策、少し入っていて重なる部分もあるんですけども、その辺、ご了承いただきたいと思います。

通学路で子どもたちが犠牲になる悲惨な事故は過去に何度も起きていますが、今年の6月28日、千葉県八街市でトラックが下校中の小学生の列に突っ込むという痛ましい事故が起きました。事故現場の通学路は、PTAなどから危険性を訴える声が上がっていたものの、ガードレールの設置といった対策が取れていませんでした。財源が限られ、看板の設置などはしていましたが、ガードレールの設置まで至らず、このような事故になってしまう。悔しくて仕方がありません。本市においても毎年、通学路の合同点検を行っていただいておりますが、問題箇所として提出された件数と主な内容などについてお伺いをいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、平成24年4月に京都府亀岡市における事故をはじめとしまして、登下校中、児童等が巻き込まれる事故が相次いで発生したことを受けまして、全国で通学路の緊急合同点検が実施されました。この緊急合同点検を契機といたしまして、継続して通学路の安全対策に取り組むよう通知があり、本市におきましても平成26年度に通学路安全プログラムを作成し、翌平成27年度から通学路安全合同会議を行い、通学路の安全確保に取り組んでいるところでございます。通学路安全合同会議におきまして、問題箇所として提出されました件数につきましては、ここ数年では平成30年度が22件、令和元年度が39件、令和3年度は27件となっております。この主な内容といたしましては、信号機、横断歩道の設置や再塗装といった警察署の所管の案件、また、道路の路側線、グリーンベルトの設置や再塗装、転落防止柵の設置など、道路管理者所管の案件、注意喚起の看板の設置などでございます。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。それでは、令和3年度の27件の問題箇所が、今ご答弁の中に挙がっていたんですけども、その中には、千葉県八街市のような事故が発生する可能性のある箇所はありますでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 千葉県八街市の現場につきましては幅員約7メートルの直線道路で、ガードレールや

路側帯がないというような場所でありましたが、令和3年度に要望のありました27件の中には、そのような箇所、事例はございませんでした。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 分かりました。では今後、これらの点検箇所に対しての市としての対応をお尋ねいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 今後の対応といたしましては、毎年7月頃に各校PTAから学校を通じて教育委員会に問題箇所、要望箇所を挙げていただき、構成メンバーであります高田警察署、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、葛城市建設課、生活安全課と学校教育課、教育総務課、各学校代表者とで1回目の通学路安全合同会議を開催いたしまして、対応する関係機関の調整を行います。2回目の通学路安全合同会議におきましては、各関係機関から実施の可否や時期、対策方法などについて報告があり、現地への安全対策の実施をいただいております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 流れ的には分かりました。PTAから上がってきた危険箇所を構成メンバーで調整を行い、実施の可否や時期を決めて、また、対応方法の報告実施、危険箇所の対策というような流れは分かりました。先ほどからご答弁をいただいている7月の合同点検、るる危険箇所とか流れをお聞きしたんですけれども、今回、千葉県で発生した事故を受けて、再度、国から視点を変えて合同点検を実施するような通知があったと思います。その通知の中では、実施及び対策必要箇所の抽出については令和3年9月末めどに、また、対策案の検討、作成については、同年10月末めどに、それぞれ実施するとあったんですけれども、ただし、地域の事情等によって期間内の実施が困難な場合、遅くとも令和3年12月末までにそれぞれ実施するところのようにあります。

危険箇所の取りまとめに当たっては3点ございます。1つ目としては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所。2つ目といたしましては、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所。3つ目として、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所など、新たに3つの観点について点検を行うとなっておりますが、この通知を受けて本市の対応についてお伺いをいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 こちらにおきます本市の対応でございます。本市におきましても、7月に開催いたしました第1回通学路安全合同会議におきまして、本通知を受けまして3つの観点を踏まえて再度、各学校による危険箇所のリストアップを依頼しているところでございます。今年度につきましては、第2回の通学路安全合同会議においてリストアップされました対策必要箇所について、道路管理者、警察署等と協議を行い、技術的な助言を得ながら対策案を検討するとともに、第3回の通学路安全合同会議を開催し、関係機関において対策が進められるよう、

調整してまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今回の合同点検に関しては広く住民の声を聞いていくと中にもありましたので、私のほうにも通学路の危険な箇所、様々声が寄せられるわけなんですけれども、やっぱり通学路の防護柵がされてない箇所とか、あと横断歩道が薄くなって消えかかっている。また、グリーンベルトがところどころつながってなくて、通学路にはもうグリーンベルト全て引いていただきたいなど、そのような声が届いておりますので、しっかりと地域住民の声も聞いていただいて、たくさんの箇所になるかなとは思いますが、やっぱり交通事故から子どもを守る意味でも、本当に危険箇所の声はしっかりと聞いていただきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、平成25年に文部科学省、国土交通省、警察庁から出された通学路の交通安全確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進については、地域住民や道路利用者の協力を得るため、基本的な方針をまとめたものの情報を発信することや関係機関で認識を共有するため、対策箇所を公表するとなっております。市のホームページ等で公表していただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

葛城市の通学路交通安全プログラム並びに対策箇所につきましては、市のホームページへの掲載をさせていただきまして、適切な情報発信と関係機関との連携によりまして、通学路の危険箇所等の対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 通学路の交通安全プログラムと対策箇所については、その情報発信をホームページへの掲載していただけるということでありがとうございます。よろしくお願いをいたします。通学路にはいろんな危険が潜んでいます。安全総点検は、通学する児童・生徒の目線で進めなければならないと考えます。大変にご苦勞をおかけいたしますが、子どもたちが安全に通学できるよう、重ねてよろしくお願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、防災対策について何点かお伺いをしてまいりたいと思います。東日本大震災においての避難所運営では、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、女性だからということで当然のような食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られたようでありました。このことから避難所においては、女性の要望や意見が重視されない傾向があったことも明らかになりました。このようなことから、防災の意思決定の場に女性の参画が少ないことが大きな要因だと考えます。本市の防災会議の現在の女性委員の割合をお伺いいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

私のほうから、その防災会議の女性委員の登用割合ということで答弁をさせていただきます。葛城市防災会議の委員定数25名の中、現在、女性委員でありますのは自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者といたしまして、日本赤十字奉仕団葛城支部支部長様、民生児童委員協議会代表で當麻地区民生児童委員協議会副会長様、それから葛城市防災士会代表で葛城市防災士会理事の方、この3名が女性委員となつてございまして、割合にいたしますと12%という数字でございます。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。今3名の方が防災会議の女性のメンバーということで、平成27年のときに、私この防災会議に女性の登用をということで、初めはゼロだったんですけれども4人登用していただきました。それから、3人、4人、5人というところを行ったり来たりという感じの中で、やっぱり国は2025年までに30%を目指そうというような目標を掲げていただいております。女性30%となれば7人から8人の女性委員の登用が必要になってくるんですけれども、30%がなかなか、7人か8人という女性委員ができないのは何か課題があるのかをお尋ねいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

国が発出しております文書の紹介をいただきました。国の第5次男女共同参画基本計画におきまして、地方防災会議の女性委員の登用について規定をされております。都道府県防災会議の委員に占める割合を2025年までに30%、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに、30%を目指すというふうに規定をされておるところでございます。一方、本市におきましては、葛城市防災会議条例という条例で委員の構成を規定しております。会長は市長、それから1号委員といたしまして奈良県の知事部局の職員といたしまして高田土木事務所長、中和保健所長、中部農林振興事務所長の3名、2号委員といたしまして高田警察署長1名、3号委員は葛城市役所の職員で副市長ほか関係部長で6名、それから4号委員で教育長1名、5号委員で葛城消防署長及び葛城市消防団長の2名、6号委員で指定公共機関または指定地方公共機関の職員として関西電力、それから西日本電信電話、大和ガス、近畿日本鉄道、葛城市上下水道部長の5名、それから7号委員といたしまして自主防災組織を構成する者または学識経験のある者といたしまして、先ほど紹介をさせていただきました日本赤十字奉仕団葛城支部長、葛城市民生児童委員協議会代表、葛城市PTA協議会代表、葛城市防災士会代表、葛城市医師会代表の5名、それから8号委員といたしまして、市長が特に必要と認める者といたしまして葛城市議会議長、それから葛城市区長会長の2名となつておりまして、合計25名という規定をさせていただきます。3号委員の葛城市役所関係委員以外でございますけれども、外部団体に選出をお願いしておりますが、その組織内で女性委員を代表とすることが困難であるというのが実情でございます。7号委員につきましては各種団体等に優先的な女性委員の選出を依頼し、代表として女性委員を推薦いただいておりますが、30%という目標まで引き上げるためには、6号委員につきましても各社に

可能な限り、優先的な女性委員の選出を依頼するとともに、代表として推薦いただけるよう働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。詳細なご答弁ありがとうございます。いろいろと決まりがあるようなのですが、更に知恵を結集していただいて、防災会議に15%から30%を目指していただけることを強く要望して、また、男女共同参画の視点からの防災復興対策もよろしく願いをいたします。

次に、避難行動要支援者個別避難計画の進捗状況についてでございますが、災害時避難行動要支援者の個別計画でございますが、これは災害時に自ら避難することが困難な要支援者、主に高齢者、障がいのある方でございますが、災害時にどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ、自ら確認しておいていただくために、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画のことをいいます。市町村が主体となって作成した上で自治会やマンションの管理組合など、住民の組織とも内容を共有し、要支援者の避難を支援してもらうことで、災害時、逃げ遅れを防ぐことを目的としております。個別避難計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

議員からは3月議会の中で、国の個別避難計画作成モデル事業というものをご紹介いただきまして、応募を検討するという答弁をさせていただいたところでございます。その詳細な内容が明確になった時期につきましては奈良県地域福祉課から3月15日付で発出をされ、その応募締切りが3月29日という期限が切られておりました。市の関係部局と協議をしておりましたが、関係事業者である介護サービス提供事業者等に参画いただくための調整協議ですとか、地域の自主防災組織、それから地域コーディネーターの役割を担っていただく民生児童委員などなどの協力体制を整える必要があり、加えて応募段階では、モデル事業の個別避難計画、モデル事業計画書を提出する必要があったわけでございますが、その内容が具体的に示されていない上に、採択された場合には5月上旬に事業計画書の作成提出が必要であったということから、応募申請を見送ったところでございます。

しかしながら、避難行動要支援者の避難に関する個別計画というものは大変重要という認識をしておりますので、引き続き、関係機関との協議調整を図るための内部関係部局との協議を行っております。個別計画作成対象者である避難行動要支援者台帳の情報を基に、個別計画の様式ですとかマニュアル作成など、福祉部局と連携して進める準備をいたしておるところでございます。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。では、引き続き個別計画、よろしく願いをいたします。

ちなみに、モデル事業には間に合わなかったということは残念でございますけれども、聞くところによりますとこのモデル事業、市町村で34団体あったそうでございます。都道府県では18団体ということで、残念ながら奈良県はどこの市町村もモデル事業には参加できな

ったということを聞きました。

それでは最後に、被災者支援システムの進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。この被災者支援システムとは、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できる優れたシステムです。この被災者支援システムを全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発されたシステムを汎用ウェブシステムとしてリニューアルしたもので、現在、J-LIS地方公共団体情報システム機構に被災者支援システム全国サポートセンターが設置をされております。

大規模な災害が発生しますと避難所の運営、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、被災家屋の把握と罹災証明の発行、支援金や義援金の交付など、様々な業務をこなしていく必要があります。それらの業務を迅速に効率的に進めるには、被災者支援システムは不可欠であると考えます。

また、今年の1月には最新システムの9.5バージョンにアップされ、昨年3月30日付で内閣府より罹災証明書の全国統一様式化の通知を受け、被災者支援システムが対応されましたが、本市のバージョンは最新のものにアップされておりますか。また、先般より被災者支援システムを迅速に稼働するためには、最新の住民情報などのデータをいつでも速やかに利用できる仕組みが必要であると申してまいりました。現在、被災者支援システムで利用できるデータは、住民基本台帳データだけでしょうか。ほかに、どのようなデータが利用可能でしょうか。また、更新のタイミングや方法についてもお聞かせください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 現在、本市が導入しております被災者支援システムのバージョンでございますが、先ほどご紹介ありました最新のバージョンで9.5というものでございます。その被災者支援システムに取り込むためのデータにつきましては住民基本台帳データをはじめ、介護保険の要介護認定データですとか、障がい者のデータ、ひとり暮らし老人データ等の要支援者関連データがございまして、住民基本台帳データは日々、最新のデータを被災者支援システムに取り込めるデータを自動で生成しております。

要支援者関連データにつきましては、各担当課で保有しているデータを被災者支援システムに取り込めるデータ形式に変換する仕組みを作成しておりますが、その作業は手動という状態でございます。この手動部分につきましては、今年度中に自動で変換する仕組みを構築する予定となっております。

それから被災者支援システムは、さきに説明をいたしましたその生成されたデータを災害発生時に、恐らく生活安全課の職員になろうかと思いますが、その職員が手動で災害名をつけて、システムにデータを取り込むというような運用になってございます。この手動取り込みの操作を自動で最新のデータを取り込めるような仕組みを今年度中にできればというふうに考えております。

以上です。

西川議長 内野議員。

内野議員 ありがとうございます。かなり進んでいたとこのように評価をさせていただきます。ありがとうございます。避難行動要支援者のデータを自動的に変換する仕組みを今年度中に構築していただけるとの前向きなご答弁、大変に感謝をいたします。今後は、常に最新の情報を基に、被災者支援システムを利用でき、迅速な対応ができることを期待しております。現在は被災者支援システムの台帳情報のみの利用となっておりますが、GIS機能を利用することにより、更なる確かつ迅速な支援が可能であると考えます。今後は、既に運用している市の統合GIS上の避難行動要支援者位置データを移行するなど、被災者支援システムのGIS機能の運用について検討していただくようお願いをいたします。

続きまして、被災者支援システムの利用についてお尋ねをいたします。以前から申し上げているとおり、システムが整備されていても使える職員がいないと被災者に対して迅速な対応ができません。災害が発生してからでは遅いんです。過去にシステムを活用した操作運用研修を実施されたことはございますでしょうか。また、今年度の操作運用研修の予定についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

現時点におきましては、操作を含めた運用訓練でございますけれども、一部の業務、具体的に申しますと被害家屋の認定調査という業務についてのみ実施をしておるところでございます。その他の部門も含めまして、各部門別操作運用マニュアルというものを作成いたしまして、早急に職員研修を実施するとともに、全体連携訓練を行いまして発災時にスムーズな活用ができるよう、定期的な訓練を今後行ってまいりたいと考えております。

西川議長 内野議員。

内野議員 運用マニュアルを作成し、全体で訓練を行っていただけるとの前向きなご答弁、ありがとうございます。この被災者支援システムについて何度も質問してまいりましたが、このシステムは葛城市民を守るためと全職員の皆様を発災時に助けるためのシステムであるため、平常時から運用稼働ができるよう、何とぞよろしく願いをしておきます。

最後に私ごとですが、今期をもって葛城市議会議員を勇退させていただきます。議員各位をはじめ、市長、理事者の皆様には大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。また、葛城市のますますの発展をお祈り申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで内野悦子議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は9月24日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日9日から17日までの間、各常任委員会、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、県域水道一体化調査特別委員会、予算特別委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後3時02分